平成28年第2回紀の川市議会定例会 第3日

平成 2 8 年 6 月 1 5 日 (水曜日) 開 議 午前 9 時 2 9 分 散 会 午後 2 時 1 4 分

○議車口担	(笠っ足)	
◎議事日程	(弟3号)	

一般質問

日程第1

日程第2 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて(紀の川市税条例 等の一部改正について)

報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて (紀の川市都市計画税条例の一部改正について)

報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて (紀の川市国民健 康保険税条例の一部改正について)

報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて (紀の川市保育料 徴収条例の一部改正について)

報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて (平成27年度紀 の川市一般会計補正予算 (第5号))

報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度紀 の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3 号))

日程第3 議案第109号 工事請負契約の締結について(麻生津簡易水道区域拡張 (その4)工事)

> 議案第110号 工事請負契約の締結について (麻生津簡易水道区域拡張 (その5))

議案第111号 財産の取得について

議案第112号 紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議案第113号 紀の川市立保育所条例の一部改正について

議案第114号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算(第1号)について

議案第115号 平成28年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算(第 1号)について

◎本日の会議に付した事件 議事日程(第3号)のとおり

〇出席議員(20名)

1番 並 松 八 重 2番 太 田 加寿也 3番 舩 木 孝 明 4番 中 尾 太久也 6番 大 谷 さつき 7番 石 脇 順 治 9番 榎 本 喜 之 10番 杉 原 8 番 中村真紀 勲 11番 森 田 幾 久 12番 村 垣 正 造 13番 高 田 英 亮 15番 西川 泰弘 16番 堂 脇 光 弘 17番室谷伊則 18番 上 野 健 19番 石 井 仁 20番 川 原 一 泰 21番 坂 本 康 隆 22番 竹 村 広 明

〇欠席議員(1名)

5番 仲 谷 妙 子

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中	村	愼	司	副市長	林		信	良
市長公室長	西	Ш	直	弘	企画部長	森	本	浩	行
総務部長	上	山	和	彦	危機管理部長	中	浴	哲	夫
市民部長	中	邨		勝	地域振興部長	立	具	久	幸
保健福祉部長	上	村	敏	治	農林商工部長	岩	坪	純	司
建設部長	福	畄	資	郎	会計管理者	森	脇	澄	男
水道部長	森		美	憲	農業委員会事務局長	中	野	朋	哉
教育長	貴	志	康	弘	教育部長	稲	垣	幸	治
企画部財政課長	杉	本		太	選挙管理委員会書記長	山	野	浩	伸

〇議会事務局職員

 事務局長
 榎 本
 守
 事務局次長
 柏 木 健 司

 議事調査課課長補佐
 岩 本 充 晃
 議事調査課係長
 藤 田 郁 也

(開議 午前 9時29分)

〇議長(竹村広明君) おはようございます。

本日は、一般質問、また提案されております議案に対しての総括質疑や委員会付託を行いたいと思います。また、一部採決もお願いしたいと思います。

これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しておるとおりであります。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成28年第2回紀の川市議会定例会3日目の会議を開きます。

日程第1 一般質問

〇議長(竹村広明君) 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、8番 中村真紀君の一般質問を許可いたします。

8番 中村真紀君。

はじめに、TPPによる生産減少額とそれに対する対応の質問をどうぞ。

○8番(中村真紀君)(質問席) おはようございます。

議長のお許しがありましたので、一般質問を行います。

一つ目は、TPPによる生産減少額とそれに対する対応です。

今、TPPの批准によって、日本の農業が危機的な状況に置かれようとしています。政府は、批准された場合の試算をしていますが、関税率10%以上、かつ生産額10億円以上の農産物19品目、林水産物14品目に限っています。

昨年12月議会の太田議員の一般質問においても、同様の質問がされたときに、和歌山県内の農業水産業への影響の独自試算を54億8,000万円減少、かんきつ類だけでは35億7,000万円になる。さらに、紀の川市だけを見ても10億5,000万円影響すると答弁されています。そして、和歌山県では、米以外の政府試算対象外である地元特産品についても試算しており、キウイやエビなど10品目で3億4,400万円減少すると試算しています。

そこで、まず一つ目に、紀の川市の農産物それぞれに対しての生産減少額を明らかにしていただきたいと思います。10億5,000万円の内訳を米やかんきつ類、ぷるぷる娘に上げられるような果物や、そのほかの幾つの重立った農産物において尋ねたいと思います。

もう一つは、TPPによって減少すると予測される農業者の所得についてですが、現在はまだ国は米に関しては所得補償しています。しかし、そのほかの農産物については、所得補償されていません。そこで、市独自の就農支援を考えていくべきではないかということです。

現在、国の新規就農支援として、年間最大150万円が支払われるものがありますが、 さまざまな制限があり、対象者が抑えられるものです。例えば、宮崎県都城市では、20 16年度から市独自の就農支援を始めています。金額としては、国の制度には及ばないも のの、親元就農者を対象者に含んだり、対象年齢も広げています。紀の川市も農業が中心 となっています。独自の支援策を考えるべきではないでしょうか。

海外の安い農産物の輸入がふえれば、国内の農産物は価格にも販売量にも影響を受け、 収入が減ることが安易に予測されます。さらには、農業では生活が成り立たないことから も、離農者がふえることにつながります。それに伴い、農業が衰退すれば農業資材や機材 などにも関連し、地域経済の衰退につながり、税収の減少が見込まれると思いますが、そ の点について、市はどのように考えているのでしょうか。

以上、3点で質問したいと思います。

- 〇議長(竹村広明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。 農林商工部長 岩坪純司君。
- 〇農林商工部長(岩坪純司君)(登壇) おはようございます。 中村議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず、TPPが批准された場合の紀の川市で生産される各農産物に対しての生産減少額 についてでありますが、議員から通告のありました品目ごとに申し上げます。

和歌山県が試算した影響額に基づいて、紀の川市の影響額を試算しますと、品目別に、 米が1億3,390万円、温州ミカン1億6,640万円、中晩かん5億7,050万円、 キウイ4,830万円、ブドウにつきましては影響額は出てございません。トマト2,2 90万円、イチゴ6,960万円、スイカ170万円、ブロッコリー80万円、ピーマン 50万円、レタス10万円となりまして、影響総額で10億1,470万円となります。

なお、平成27年第4回市議会定例会において、太田議員からもTPPによる市産農産物の影響額の一般質問が出され、影響総額を10億5,000万円と御答弁させていただきましたが、今回におきましては個々の品目ごとでの影響額の合算値でございまして、県内出荷量に対する本市農産物の出荷割合におきましても、直近資料の数値を用いたため若干の誤差となっておりますので、御理解、お願いいたします。

次に、減少が見込まれる生産者の所得補償の具体的な対応という御質問でございますが、 国の総合的なTPP関連政策大綱では所得補償は盛り込まれておらず、生産者の持つ可能 性と潜在力をいかんなく発揮できる環境を整えることで、次の世代に対しても、日本の豊 かな食や美しく活力ある地域を引き渡していくという「農政新時代」の実現に向け、攻め の農林水産業への転換を目指してございます。

これは、農林漁業者の将来への不安を払拭し、経営意識を持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しする対策を集中的に実施するもので、平成27年度補正予算及 び平成28年度予算で措置をされてございます。

多くの施策で構成されてございますが、すぐれた担い手の育成事業や国際競争力のある

産地の形成に加え、高品質な我が国農林水産物の輸出拡大事業といった部門への施策が特 色としてあらわれてございます。

将来の農業におきましては、生産者が高い目標を持って営農活動を行わなければ農業所得の向上は望めません。TPP批准を逆手にとった農業経営がまさに求められている状況でございまして、市といたしましても国の支援施策の活用に加え、がんばる農業者や議員からも御説明がありました青年就農給付金等、国補助の対象とならない親元新規就農者に対しても独自の支援メニューを導入していくことも考えなければならない時期に来ているかと考えてございます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

- 〇議長(竹村広明君) 総務部長 上山和彦君。
- 〇総務部長(上山和彦君)(登壇) おはようございます。

それでは、中村議員のTPPによる生産減少額と、それに対する対応についての2点目の御質問の中の「市の税収にもかかわる問題では」という御質問についてお答えいたします。

TPPが批准された場合、国内の経済に影響することにより、消費税の減収、法人税ほか農業所得以外においても税収に影響が生じると懸念するところでございます。中でも関税収入の中で最もウエートが高いのが農産品で、米などの農産品等の関税撤廃に伴う所得の影響が出る懸念もあると言われています。

市税に係る農業所得の現状は、平成27年度で全所得約681億6,000万円のうち約14億6,000万円で、構成比では2.1%、所得割は約23億5,000万円のうち約4,100万円で、構成比で1.7%を占めてございまして、ここ5年の推移を見ますと、ほぼ毎年若干ではございますが、伸びを示してございます。

今後、TPPが批准され、農産物の生産減収額が生じた場合は、議員お説のとおり、国所得税・市民税に影響が生じると察しますが、市の税行政としては税制改正等の何らかの措置がなければ、地方税法に基づく課税を行うほかはなく、今後においても適正課税と税収確保に向け、さらなる努力をしていく所存でございます。同時に、我が国の農家に有益になるような国策・対応策を望むところでございます。

以上です。

- 〇議長(竹村広明君) 再質問はありませんか。
 - 8番 中村真紀君。
- 〇8番(中村真紀君)(質問席) 再質問、行います。

今、部長に紀の川市のさまざまな農産物について影響額を答弁いただきました。私は、 この10億円という大きな損失額と捉えています。TPPの批准によって、紀の川市だけ でもこれだけの影響を受けるとされます。

市として、批准に反対するように要望していくことはできないのでしょうか。また、就 農者に対する市独自の支援策についても進めていくことはできないでしょうか。市長にお 答えいただきたいと思います。 〇議長(竹村広明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村愼司君。

〇市長(中村愼司君)(自席) 中村議員の再質問にお答えをしたいと思います。

TPP問題につきましては、国において長年いろいろと交渉を進められてまいりました。 農業を守るとか商工業を守るとかという国のかけ声はよかったわけでありますが、特に、 紀の川市にとっては基幹産業は農業であり、これらの問題につきましては国民的合意を得 てもらうように、強く市長会で反対をしてまいりました。

しかし、国際情勢の中での大筋合意ということに現在では至っておるわけで、大変残念ではありますけれども、今後、国の予算等々の中で補助金等をうまく活用して、活気ある農業、例えば、圃場整備、農道等の充実、生産コストの省力化等々を図る中で、コストを下げて、また紀の川市の米は別として、果物等については外国産品に絶対負けない、また安全・安心な、おいしい果物がたくさんできるわけで、いろいろと創意工夫する中で頑張っていけるように市も応援をしていきたいと、そのように思っております。

〇議長(竹村広明君) 再々質問はありませんか。

〔中村議員「ありません」という〕

〇議長(竹村広明君) 次に、TPPによる食の安全への影響と対策についての質問をどうぞ。

8番 中村真紀君。

〇8番(中村真紀君) (質問席) TPPによる食の安全について、質問したいと思います。

TPPが批准されると、海外の安い農産物が大量に輸入されることは知られているところかと思います。私が今回問題にしたいのは、その農産物の安全性です。現在でも、輸入されている食品の検査率は8.8%と9割以上が無検査で輸入されている状態です。その数少ない中でも、基準値を超える残留農薬や放射性物質、腸炎ビブリオ菌などが検出されています。しかも、遺伝子組み換えのものは、5%未満であれば表示しなくてもいいようになっているため、既に出回っている食品に使用されているのが現状です。

例えば、外国の遺伝子組み換え大豆の栽培地域で、除草剤のラウンドアップが散布されており、8割を超える母親の母乳からその成分のグリフォサートが検出されています。このグリフォサートは、WHOの外部組織である国際がん研究機関は、人に対して恐らく発がん性があるとしています。

海外では、安全性への疑問が高まっている中で、日本のグリフォサートの残留基準はトウモロコシや大豆など、多くの農産物において緩和されています。問題は、こういった残留農薬が遺伝子組み換えの農産物によって健康被害が出ないのかという点です。市民はもちろんですが、学校給食で使用され、子どもたちに何らかの影響は出ないのかと懸念されます。

紀の川市は、地産地消をうたっており、現在50%を超えていると聞いています。しか

し、TPPが批准され、離農者がふえるだろうということは、先ほども言わせていただきました。離農者がふえれば、当然生産量が減り、地産地消を進めていくことはできなくなっていくのではないでしょうか。健康被害が予測されるのに、避けるために何かできないでしょうか。

だからといって、私も給食で使用する輸入農産物全ての検査をしてほしいというわけではありません。学校給食では、外国産を一切使用しないという意思表示をするなど、国の対応を見守るだけではなく、市でもできることがあるのではないでしょうか。

確かに、子どもたちが口にするのは学校給食だけではないので、健康に問題が生じても 給食だけに問題があるとは言えません。しかし、だからこそ学校だけでも安全なものを食 べさせてあげる努力が必要なのではないでしょうか。

1回目の質問です。

〇議長(竹村広明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

〇農林商工部長(岩坪純司君)(登壇) TPPによる「食の安全」への影響と対策との 御質問に対しまして、御答弁をさせていただきます。

日本の食糧の現状につきましては、約60%を国外から輸入された農産物に頼ってございます。TPPが批准されれば、今以上の農産物や食料品が輸入されることになり、残留農薬等の問題が食の安全を脅かすことが懸念されるところでございます。

総合的なTPP関連政策大綱では、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、関係省庁等が連携し、国民を対象した食の安全に関する意見交換会の開催等を通じまして、リスク評価やリスク管理の推進も含めた必要な措置を適切に実施するとしてございます。

私ども、地方自治体といたしましては、こういった国の食品や農薬の安全基準を信じるほかありませんが、市としましては、国に対して徹底した輸入農産物や食品の検疫体制の強化と安易な食品安全基準の規制緩和を行わないよう、また国内産農作物の流通拡大等の要望活動を行うとともに、安全・安心な紀の川市産農産物の消費拡大を図るため、引き続きトップセールス等を通じまして消費者や市場・量販店等に積極的なPR活動を実施してまいりたいと考えてございますので、議員におかれましても、御理解と御協力、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(竹村広明君) 教育部長 稲垣幸治君。
- 〇教育部長(稲垣幸治君) (登壇) 中村議員御質問のうち、教育委員会所管の部分について答弁をさせていただきます。

学校給食食材の食品衛生検査につきましては、学校給食法第9条第1項の規定に基づく「学校給食衛生管理基準」におきまして、設置者の責任において行うこととなっております。

このことから、紀の川市内の3給食センターでは、1年に1回ではありますが、抜き打 ち検査を実施しております。野菜については、理化学検査で残留農薬を、その他の食品に ついては微生物検査を行っておりまして、それらの結果を和歌山県教育委員会に報告いた しております。

紀の川市の給食センターでは、野菜・果実類の食材は、地産地消の観点から、紀の川市産を優先的に納入しているため、地産地消率が他自治体に比べ非常に高く、市内産が入手困難な場合は、県内産、近畿産、国産の順に納入しておりますので、残薬農薬の基準値を超える食品を学校給食の食材に使用する心配はないと考えています。

TPPの批准により、外国産食材がふえた場合の安全対策はどうするのかという御質問につきましては、輸入する際の基準となる数値は国で定められるものでございまして、その基準をクリアしたものが入ってくるということを考慮すると、その食材で被害が出るということは現在想定をいたしておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

一方、議員仰せの外国産は一切使用しないといった意思表示は、教育委員会としてはできませんか、今後も地場産品、地産地消、季節や旬の食材にこだわって、安全な給食を安定的な提供を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。 〇議長(竹村広明君) 再質問はありませんか。

8番 中村真紀君。

〇8番(中村真紀君)(質問席) 今、外国産は一切使用しないという意思表示はできないと答弁されました。残留農薬の基準値がクリアされるから安全なのではなく、基準値が 緩和されているからクリアできているというのが現状です。

そのような中で、残留農薬の危険性や遺伝子組み換え食品の危険性をわかっていながら何の手当も打たず、子どもたちの口に入るかもしれない状態にしておくのでしょうか。市長も意思表示はできないと考えているのでしょうか。もしそうであれば、どのような対応を考えているのか、聞かせていただきたいと思います。

〇議長(竹村広明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村愼司君。

〇市長(中村愼司君)(自席) TPPによる食の安全の問題、特に学校給食のいろいろな食材についての問題でありますが、担当部長から外国産品を使用しないという制約はできないと、私もそう思っております。

ただ、紀の川市でとれるもの、紀の川市では整わない場合は和歌山県、また日本国産品ということの中で進めをしていくという答弁がありましたが、まさに今でもそういっておるわけで、TPPができたから外国から安い果物や野菜が入ってくると、それではまず安全の面で基準を設けながら頑張っていかなきゃならんと。食の安全については、その基準値の検査が通っておるから安全だと、まさにそういうことだけではなしに、十分注意しながら使用していくと。

そういうことで、そうでないと給食がつくれない場合も、多少高くても国内産品で整えられるのであれば、国内産品を使用していくということは言えますけれども、ない場合は 仕方ないということの中で、この安全性を十分見きわめながら活用していくということで、 御理解をいただきたいなと、そのように思います。

先ほども申し上げましたが、安いから外国産品を使うということはならないと思うので、 御理解いただきたいと思います。

〇議長(竹村広明君) 再々質問、ありませんか。

〔中村議員「ありません」という〕

〇議長(竹村広明君) 以上で、中村真紀君の一般質問を終わります。

〇議長(竹村広明君) 次に、19番 石井 仁君の一般質問を許可いたします。

19番 石井 仁君。

はじめに、介護保険事業についての質問をどうぞ。

○19番(石井 仁君) (質問席) おはようございます。

議長の許可を得まして、一般質問を行います。

まず、介護保険事業についての質問です。

現在、第6期の介護保険事業を実施していますが、介護保険法の改定によって、この第6期で、国は地域包括ケアシステムの構築を介護分野でも進めていくことと、要支援サービスの総合事業への移行を求めています。このうち、要支援サービスの改定については、第6期の最終年度となる来年、2017年4月から、要支援者が利用してきた訪問介護と通所介護、つまり、よく言うホームヘルプサービスとデイサービスが市が実施する新しい総合事業、地域支援事業へと移行することとなっています。

今回の質問は、市の総合事業へと移行した後も、これまでと同水準の要支援者へのサービスが確保され、またより拡充されるのかと、サービス切り下げとはならないかという問題意識から質問をいたします。

4点でお聞きをいたします。

1点目は、移行に向けての方針、来年4月以降のサービス内容についてです。

国は、サービスの多様化を言いながら、総合事業の担い手として既存の事業者とともに、 専門職ではないボランティアも想定しています。国が求めるままに、専門職とはと言えな いボランティアに置きかえていっていいのか、疑問を私は持っています。

そこで、本市では、移行に向けてどういう方針をもって、また来年4月以降のサービス 内容を計画しているのか、お聞きいたします。

2点目は、利用者にとっての制度上の変化はどうなるかということです。

「チェックリスト」による確認は、利用者の生活実態を反映したものとなるかということです。現行では、高齢者や家族から相談があった場合、要介護認定を受ければ介護保険サービスが利用できることを説明をして、認定申請を受け付けていますが、来年4月からは認定申請につなぐ場合と、要介護認定を省略して基本チェックリストという点検表でチェックをして、総合事業の利用へとつなげる場合とに分かれてきます。介護サービスを必要とする人が、要介護認定の申請さえもできないという状況にならないか、懸念がありま

すので、お聞きをいたします。

3点目は、事業者受け皿づくりをどう進めているかということです。

ホームヘルプサービスやデイサービスを市の事業として実施するにあたり、既存の事業 所が提供する場合もあると思いますし、国のいうボランティアが提供する場合も準備され ているかもしれません。どういうサービス提供体制をとる場合でも、この総合事業には予 算の上限が定められます。つまり、現行よりは安あがりで実施することが制度上求められ るということになります。今でも、介護職員の確保は深刻な状況がある中で、どのように サービス提供体制をつくっていこうとしているのか、お聞きをいたします。

最後に、事業費はどう見込んでいるのか。

必要量を確保できるかということです。市民が求める質が担保され、必要なサービス提供がなされるだけの事業費は見込まれているのか、お聞きをいたします。

〇議長(竹村広明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

〇保健福祉部長(上村敏治君)(登壇) それでは、石井議員の御質問にお答えいたします。

来年4月から、新しい総合事業についてどのように取り組んでいくかということですが。 まず、移行に向けての方針及び来年4月以降のサービス内容につきましては、現行の要支援1、要支援2の方に対する介護予防給付のうち訪問看護及び福祉用具等については、現行と同様の介護予防給付となり、訪問介護及び通所介護は、今までの介護予防事業とともに、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行することになります。

新しい総合事業の訪問型サービスでは、予防給付相当の現行型訪問介護サービスとともに、国からA・B・C・Dの四つの緩和された基準によるサービス類型が提示されています。この四つの類型の詳しい説明は、本日の答弁では割愛させていただきますが。

紀の川市では、現行型訪問介護サービスとともに、緩和された基準による生活援助中心の訪問型サービスA及び保健師・看護師・理学療法士等の保健医療の専門職が体力改善、健康管理等の日常生活行為、動作の支援を行うというところの短期集中予防サービスのCとしての二つを実施する予定でございます。

また、通所型サービスでは、予防給付相当の現行型通所介護サービスとともに、同じように国から、A・B・Cの三つの緩和された基準によるサービス類型が提示されています。この三つの類型についても、詳しい説明は同様に省かせていただきますが。

紀の川市では、現行型通所介護サービスとともに、緩和された基準による閉じこもり、認知症、うつ予防などの自立支援を目的とした通所型サービスA及び理学療法士等のリハビリ専門職による生活機能向上を行うところの短期集中予防サービスCの二つを実施する予定です。

実施にあたりましては、介護事業所等の聞き取りや説明会を開催し、検討した後、今年 度中に要綱・基準を整備し、平成29年4月からサービスを開始するという状況でござい ます。

なお、訪問型サービスBについては、介護保険外の類似サービスではありますが、現在 シルバー人材センターの「シルバーお助け隊」等で実施されております。

同じく、訪問型サービスDについては、福祉有償運送等の実施主体がない状況でございます。

また、通所型サービスBについては、介護保険外の類似サービスではありますが、現在、 社会福祉協議会の「サロン」の活動が実施されております。

以上のような理由で、訪問型サービス四つのうち、BとD、また通所型サービスの三つのうち、Bについては、住民主体によるサービスの提供者や移動支援の提供の現状等を勘案し、4月からのサービス実施の予定は、今のところありません。

次に、2点目の利用者にとっての制度上の変化はどうなるか。

「チェックリスト」による確認は、利用者の生活実態を反映したものになるのかということでございますが、事業の利用対象者の判断は基本チェックリストによるものを基本としますが、生活実態を把握するため、相談窓口では支援が必要な理由を市民に聞き取りし、明らかに要介護認定申請が必要な利用者であるのか、あるいはこの緩和された事業の利用対象者なのかを判断し、利用者の同意を得ながらケアプランを作成していきますので、利用者の実態を反映したものとなる予定でございます。

また、3点目、事業者受け皿づくりをどう進めているのかということにつきましては、 平成27年8月、平成27年10月、平成27年12月、平成28年2月、今まで計4回、 実施予定の各サービスごとに事業検討会を開催し、事業の内容や単価について事業者の意 向を踏まえ検討することで、より多くの事業者に参入してもらえるような事業整備を目指 しております。

今後、市の提供する介護予防事業と事業所の提供するサービスがしっかりとつながりを 持ち、サービス内容を多様化し、事業者それぞれも介護予防について考え、サービスを提 供することが市民ニーズを満たす受け皿になるものと思います。

今後、8月には事業者に対し、サービス事業指定に係る説明会を開催し、10月中をめどに、平成28年度中の指定申請を受け付けたいと思っております。

最後に、4点目の事業費はどう見込んでいるかということですが、総合事業の上限額の 算出方法については、前年度の実績に75歳以上の高齢者の伸び率を掛けて算出するよう に国から示されております。

第6期の事業計画上では、平成29年度で3億1,875万1,960円を総合事業費分として見込んでおりますが、直近の要支援認定者や現行サービス利用者及び利用量、または総合事業への新規参入事業者の指定件数などを踏まえ、計上するものとしております。

以上でございます。よろしくお願いします。

〇議長(竹村広明君) 再質問、ありませんか。

19番 石井 仁君。

〇19番(石井 仁君)(質問席) 4点お聞きしまして、一番といいますか、気になっていたのが、ボランティアさんに介護サービスをお願いしてもいいですよと国が進めている中で、紀の川市がどう対応するのかなということだったんですけれども、それについては来年4月からはボランティアさんの部分では、介護保険の事業としてはお願いしないということで、これは今の時点の判断としては、それが僕もいい判断なのかなというふうに思っています。

お聞きしたい、まださらにありまして、一つが、この総合事業に移って、国のほうは多様なサービスが行えるということで言っています。それと、今のサービスとの違いがどうなってくるのかなということですね。今よりも、使い勝手がいいものとして必要な方にサービスが提供されるようになるのであれば、それも御説明いただければなというふうに思います。

それから、事業者さんとは今、詰めていっているところということで答弁いただいたんですけれども、単価設定がどうなるかということが気になります。今よりも下がるという中で、今と同じ水準のサービスが果たしてできるのかという疑問がありますので、単価設定がどうされて、もし下がるとしたらそういう中で事業者の確保というのは十分な受け皿がつくられているのかというところをお聞きしたいと思います。

それから、事業費にかかわってですけれども、3億1,800万円の事業費ということで、この水準が現行の介護予防の中の訪問であったり通所のサービス等、同じ水準のといいますか、同規模の事業費ということで理解をしていいのかということをお聞きをしたいと思います。

それから、これ僕今、聞く中でですけども、市の事業になるということが、市役所の、 紀の川市の事務にとって大きな負担になっているのではないかということなんですね。今 回、質問にあたって1冊本を読んだんですけども、改定介護保険法等自治体の役割という ことで、鹿児島大学の伊藤周平さんと大阪の社会保障推進協議会の日下部雅喜さんという 方が書かれているんですが、ある一章の冒頭に、こんなふうに書いてあります。「これは、 まるで制度創設時に匹敵する大幅変更だ」、ある市の介護保険担当者は、今回の介護保険 法改定にこう声を上げました。改定介護保険法の多岐にわたる内容は、地域包括ケアシス テムも要支援サービスの見直しも、その多くが市町村の裁量に委ねられています。市町村 は、膨大な検討課題と作業を短期間にこなさなくてはなりませんというふうに書いて、自 治会の仕事を少し解説されているんですけれども、これだけの事業展開していくというこ とで言うと、市役所の体制というんですか、保健福祉部の体制というんですか、それは今、 十分な体制で進んでいるのかということも、あわせてお聞きをしたいと思います。

いっぱい聞きましたけれども、よろしいですか。

- 〇議長(竹村広明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。 保健福祉部長 上村敏治君。
- 〇保健福祉部長(上村敏治君)(自席) まず、移行後のサービスの切り下げ、あるいは

その単価の設定等の問題でございますけれども、移行後のサービスについては、現行の訪問介護、通所介護相当のサービスを引き続き受けることができると同時に、今までのサービスから緩和されたサービスに移行することもでき、その結果、自己負担が安く済むことにもつながり、サービスの選択肢が広がるというメリットもあることから、サービスの切り下げにはならないと考えております。

また、単価の設定につきましてですが、1回目の答弁でも申しましたように、事業の内容や単価について説明会等に参加していただいている事業者とヒアリングなりいろいろ詰めを行っているところでございます。そういうことで、確保できると思っております。

次に、事業量のことですが、必要なサービス事業量を確保できているかということですが、平成27年度の訪問・通所介護サービスの事業費において、利用者件数が月間約650件で2億3,713万9,200円、プラン策定のケアマネジメント料が4,432万4,400円、それから現行の一次、二次予防事業である運動、認知等の各教室の事業費が、これは約1,400万円、この三つで合計額が2億9,546万3,600円となります。

これに、国から示されている高齢者の伸び率として、平成26年から平成28年の平均伸び率が1.03となるわけですが、それを掛けますと3億432万7,508円となります。第6期で、先ほど事業量の推計を申し上げましたけども、3億1,875万1,960円ということで、この範囲内ということになっております。また、平成27年度数値については、現行の訪問・通所介護から算定していますので、緩和されたサービスに移行することを勘案すると事業費は十分確保されるものと推計しております。

それから、この総合事業実施にあたっての人的な部分の問題でありますけども、総合事業実施にあたっての人的配置の問題については、現在、作業中であります。現有の人数で作業中です。来年度以降は、この総合事業をスムーズに進めることに加えまして、事業所の指定とか、指導の権限が県から市へ移譲されてくることもありまして、議員おっしゃるような人的配置の問題、大変重要な課題であると考えております。今後、人事部局とも十分相談の上、調整してまいりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

〇議長(竹村広明君) 再々質問はありませんか。

19番 石井 仁君。

〇19番(石井 仁君)(質問席) 再々質問、ちょっと市長にお尋ねをしたいんですけれども、一番最後に聞いたところなんです。市の業務として、膨大な検討課題と作業を重ねなければならないということですね。今の介護保険の事業以外に、チェックリストによるチェックをして、サービスを提供すると。サービスの提供する主体というのは、指定した事業所と。誰が指定するのかというと、紀の川市が指定するということで、最後にはサービスを受ける要支援の方、業者さんがいらっしゃるということで、そこまでを市がきちんと今、進めようとしているということで答弁いただいたんですけれども、実際4月から

実施するという時点で、今のままで大丈夫かというふうな疑問があります。どこの自治体でも同じことがあるようですけれども、紀の川市ではどうかということでお聞きをしたい と思います。

〇議長(竹村広明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村愼司君。

〇市長(中村愼司君)(自席) 介護サービスの変更により、来年4月に向けての対応が 十分やれるのか疑問あると言われていましたが、疑問じゃなく心配していただいているん だと思うんですが、担当部長が申し上げたように、関係部署で頑張って、来年4月には移 行がスムーズに進むように頑張るという決意を言われましたので、市としては部長の答弁 に対し、もちろんスムーズにいくように、また4月に移行がスムーズにできるように頑張 る応援はしていきたいと思いますし、議員各位にも御協力をお願いしたいと、このように 思うところであります。

〇議長(竹村広明君) 次に、地方交付税制度の動向と行財政改革についての質問をどう ぞ。

19番 石井 仁君。

〇19番(石井 仁君) (質問席) 地方交付税制度の動向と行財政改革について、質問をいたします。

5町合併をして、紀の川市となって10年が経過しました。小泉内閣当時の三位一体の改革により、地方交付税が大幅に削減されたことから、全国で合併はしないと財政が立ち行かなくなると、自治体合併が進みました。あれから10年がたち、交付税の特例での上乗せ制度、「合併算定替」が縮小していく時期に入りました。全国の合併自治体で、合併算定替終了後の普通交付税の減額への対応が課題になっていると思います。市民の皆さんからも、紀の川市の財政がどうなるのか、心配の声をたびたび聞いています。

現在、紀の川市では、まちづくりの最上位計画である第2次長期総合計画の作成を進め、 また行財政改革大綱をもって行革を進めていますが、これらは今後の交付税制度の動向に 大きく左右されてくるものと考えます。

地方交付税制度は、自治体が標準的な行政サービスを実施した場合の経費を基準に、地 方税などの自主財源の不足分を補うことでどの自治体にも財源を保障する制度ですが、こ の間、合併特例債の起債期限の延長や2014年度から合併算定替の特例終了後も一定規 模で交付税の加算が行われることになるなど、合併自治体の実情を考慮して交付税制度が 見直しもされています。

一方で、ことしから交付税制度にトップランナー方式が、歳入歳出ともに導入されます。 歳入では、地方税収を全国の平均的な徴収率で見ていたものを上位3分の1の自治体が達 成している徴収率で計算すること。歳出では、行政改革等で経費を抑えられた自治体の水 準を基準として交付税が算定されるということになります。現在のところ16業務ですが、 今後、導入対象業務の拡大が準備されています。 私は、行政改革については、無駄なコストの削減や効率化は必要だけれども、それは各自治体の判断で進めるべきことで、地方交付税を使って政策誘導すべきものではないと思っています。地方交付税制度の持つどの自治体に対しても、標準的な行政サービスを実施した場合の経費を保障するという趣旨とトップランナー方式の導入というのは、相入れないと考えているところです。

今回の質問は、現在の地方交付税制度の動向に対する認識と行財政改革に対する姿勢について、3点でお聞きをいたします。

1点目は、今後の財政推計についてです。

合併算定替終了による交付税の減少分、地方債残高のうち、交付税算入される分の見込 みについて、現時点での想定をお聞きいたします。

2点目は、トップランナー方式の導入に対する認識をお伺いいたします。

各自治体には、それぞれの成り立ちがあり、地域の実情もそれぞれです。国が求める改革を進めているところや地方税の徴収率の高いところに合わせて交付税を計算するというのは、地方交付税制度の趣旨に反するものと考えます。紀の川市として、反対の立場を表明すべきと考えますが、どうでしょうか。

3点目は、行財政改革に対する姿勢についてです。

自治体の行財政改革は、今ですね、国からの行革圧力に流される行財政改革か、それと も地域の成り立ちや市民ニーズに応えた行財政改革かが問われていると考えます。行財政 改革に対する姿勢について、お答えをいただきたいと思います。

〇議長(竹村広明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

〇企画部長(森本浩行君)(登壇) 石井議員の御質問にお答えいたします。

まず、今後の財政推計でございますが、普通交付税の合併算定替と一本算定の差額、いわゆる減額幅は、合併当初は約28億円と見込んでおりましたが、平成26年度から国による緩和措置があったため、昨年度に推計しました直近の財政収支見通しの中では、その差額を約12億円と推計して見通しを立てております。

次に、地方債残高のうち、普通交付税に算入される額の見込み額につきましては、一般会計の平成27年度末地方債残高見込み額が約354億円、そのうち普通交付税算入額は約303億円となり、率で言いますと約86%が算入されていることになります。また、臨時財政対策債を含めなかった場合の普通交付税算入額につきましては、地方債残高見込み額が約252億円、うち普通交付税算入額は約168億円となり、率で言いますと約67%の算入となります。

次、2点目の「トップランナー方式」につきましては、国の経済財政運営と改革の基本 方針2015に基づき、平成28年度から複数年かけて段階的に導入されるものであり、 歳出の効率化を推進する観点から、業務改革のうち他団体のモデルとなるようなものを地 方交付税の基準財政需要額の算定に反映するという制度であると認識しております。 具体的には、国が想定しております23の業務のうち、本年度は、16の業務を対象として民間委託や業務の集約化、あるいは情報システムのクラウド化などの取り組みを基準財政需要額の算定基礎とすることとしております。また、残りの7業務につきましては、平成29年度以降に導入を検討することとなっております。

議員御指摘の反対の立場を表明すべきではないかということでございますが、今年度から対象となる16の業務の中には既に本市が民間委託しております本庁舎の清掃業務や夜間警備、あるいは学校給食の調理や運搬業務などが含まれていることから、トップランナー方式は紀の川市にとって必ずしも不利になるということはないことから、この制度による今後の影響について注視してまいりたいと考えております。

次に、3点目の行財政改革につきましては、これまで第2次紀の川市行財政改革大綱及び集中改革プランに基づいて、市民本位の行政システムの構築、効率的な組織の確立、自主性・自立性の高い財政運営の確保の観点から、先ほど答弁させていただきました民間委託等、さまざまな行財政改革を実施してきたところでございます。

〇議長(竹村広明君) 再質問、ありませんか。

19番 石井 仁君。

〇19番(石井 仁君)(質問席) まず、財政推計についてで言えば、28億円だということで説明もいただいていた時期もあったんですけれども、今時点での推計で言えば、 交付税減るのはもう12億円ほどですよということで、今、答弁をいただきまして、大分減ったなというふうにまず思いました。

交付税、地方債との関係で言えば、地方債残高のうち86%が普通交付税で算入されると、臨時財政対策債を除いた場合は67%であるということで、これも交付税が算入される割合というのが割合高いなというふうに、今、お聞きをして感じたところです。

2回目でお聞きをしたいのは、行政改革のところですね、集中改革プランで少しお聞き をしたいんです。

先ほど、行財政改革に対する姿勢についてということでお聞きをしましたけれども、計画に基づいて進めてきましたと、これからも進めていくということなのかなというふうに思ったんですけれども、集中改革プランね、ホームページにも載せられていますし、議員にも配られています。この中で、何度も言ってきたこともあるんですけれども、やっぱりこれは行革で進めるべきではないんじゃないかというふうな思いがあるものもあります。

幾つか言いますと、例えば公共施設の見直しということで、公立保育所の統廃合ですね、 それから公立保育所の民営化、これ民間委託等の推進ということで、学校給食業務の見直 し、それからこれは新規事業で上げられている分で言えば、自治振興事業ということで、 自治会に対する補助金、委託金の見直し、これも新規重点項目で、市道等改良事業で、前 年度比10%シーリングを掛けていくということや県費補助を活用というような、いい部 分もあるのかもしれないですけども。あと農業用施設整備補助事業、これも毎年100万 円ずつ採択事業費の縮小していくということでやられていると。あと、市営住宅改修事業 ですね、市営住宅の今後の方向性を定めるということで、これは除却しかないんですね。 新しく建てるとかということはないんですね。

幾つか拾っていくと、このまま進めていいのかなというふうに思う項目もあるんですね、 進めたらいいなと思うこともあるんですけれども。国のほうが、去年の8月に地方行政サ ービス改革の推進に関する留意事項ということで、総務省から出されているんですけれど も、民間委託の推進とか、指定管理者制度の活用とかあるんですね。公共施設等の管理計 画の策定等も含まれて出されているわけですけれども。

先ほどの答弁で言えば、今までどおり進めていきますよというふうに僕は捉えたんですけれども、このまま進めていいのかということですね、そこを2回目でお聞きをしたいと思います。

〇議長(竹村広明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

〇企画部長(森本浩行君)(自席) 再質問にお答えいたします。

集中改革プランにつきましては、行財政改革を推進するための具体的な取り組みを示したものでございます。今後も、行財政改革大綱及び集中改革プランに基づきまして、市民の御意見を聞かせていただき、市民ニーズに沿うように行財政改革を推進してまいりたいと考えております。

〇議長(竹村広明君) 再々質問、ありませんか。

19番 石井 仁君。

〇19番(石井 仁君)(質問席) 集中改革プランに基づき進めていくということだったんですけれども、今の交付税制度の中で言えば、この改革を進めてないと自主的な、また自立した財政というのは難しいということで、今、計画が進められていると、計画を立て、計画に基づいて進めているということだと思います。

今後、地方交付税がよりふえていくと、地財計画の中で地方に対する財源というのがどんどんふえていきますよということであればいいんですけれども、国のほうはそんなことは言ってないですよね。なので、今後の地方交付税の動向がどうなるかということが問われています。これは、紀の川市だけじゃなくて全ての自治体に問われています。

市長にお聞きしたいんですけれども、トップランナー方式を国が導入をしたということで、今後、トップランナー競走が各自治体で起こるんじゃないんかと。でも、上位3分の1以上しか、その恩恵は受けられませんよということも出てくるわけですよね。こういうやり方で交付税を使うような今のやり方ですね、これについて市長はどうお考えかということをお聞きをしたいと思います。

今回のこのトップランナー方式が導入されるにあたって、昨年の12月に全国市長会の森会長が、総務大臣・地方六団体会合に出席されて、こう要請をされています。いわゆるトップランナー方式の導入については、多様な条件のもとにある個々の都市・自治体の行財政運営に支障が生じることのないよう十分に配慮願いたい旨を要請したというふうに、

これは全国市長会のホームページに書かれてあるんですけれども。

配慮をしてほしいということは、それはぜひ配慮してもらえたらなというふうに私も思うんですけれども、配慮するだけで十分かということですね。地方交付税をしっかりと必要な財源については、地方交付税制度で保障するという本来の形にしてほしいなというふうに私は思うんですけれども、市長はその点をどうお考えかということをお聞きをしたいと思います。

〇議長(竹村広明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。 市長 中村愼司君。

〇市長(中村愼司君)(自席) 石井議員の国によるトップランナー方式導入についてどう思うかということでありますが、国が決めた以上、この方式に準じてやっていかれるということの中で、全国市長会でも森会長が総務省にその旨を伝えておるという、今、石井議員の発言にもありましたが、いずれにいたしましても財政状況は非常に厳しい中で、いろいろな改革は市独自でもやっていかなきゃならんと同時に、国の制度が正しいとか正しくないとかということもありますけれども、国が決めていく以上は、反対とかいろいろな意見は市長会として申し上げていくわけでありますけれども、決められたことについては、それに従ってやっていかざるを得ない地方自治の状況の中で、紀の川市として今後、本年度から段階的に始まる制度でありますが、導入により本市の財政運営に及ぼす影響など、今後の動向を十分注視してまいりたいと、そのように思っておりますので、議員各位のまた御意見等も承りながら進めていきたいと、そう思っております。

〇議長(竹村広明君) 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

(休憩 午前10時36分)

(再開 午前10時50分)

〇議長(竹村広明君) 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

〇議長(竹村広明君) 次に、10番 杉原 勲君の一般質問を許可いたします。 10番 杉原 勲君。

〇10番(杉原 勲君)(質問席) ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

教育の現状と課題についてということで、本市紀の川市では、平成23年3月に策定された第1次紀の川市長期総合計画の中で、「いきいきと 力をあわせたまちづくり 夢あふれる 紀の川市」を将来像に掲げ、まちづくりを推進され、一定の評価を上げてこられていることについては周知の事実であり、大いに評価できるところであります。

私も、議員として地域の皆さんと行政の協働のかけ橋となるように、また微力ながらそ

の一員として、今後も頑張っていかなければならないと再認識をいたしております。

今回の質問は、紀の川市の人口減少、少子高齢化のさらなる進展に歯どめをかける、暮らしてみたい、暮らしてよかったと思ってもらえるまちづくりには、学校教育、また社会教育など、教育全般にわたる魅力ある取り組みが一つの大きな要素となっていることは間違いないと考えております。

その点で、幾つか質問をいたします。

昨年4月に、教育委員会制度が改正、また施行され、紀の川市でも総合教育会議が設置され、市長の考えが強く反映される環境ができ上がっていると思われます。そんな中、本年4月に貴志教育長が就任され、新しい教育リーダーが誕生されました。そこで、所信表明でもお聞かせをいただきましたが、就任2カ月を過ぎた今、今後の教育行政をどのように推進していくのかを、教育長にお伺いをいたしたいと思います。

また、平成17年度の合併当時、6,300人いた小・中学校の児童・生徒が、平成27年度においては4,800人と、約1,500人、24%も減少し、現実問題として少子化と学校の小規模化が進展しているところは深刻な問題であると感じております。

また、校舎等については、幾つかの老朽校舎は新築がなされ、快適な環境で勉学を行える学校がある一方で、老朽化した学校校舎を使用している学校も依然あるとして見受けられます。

そこで、今後ますます少子化が進むと予想される中で、学校の適正規模、適正配置を今 どのように検討されているのかをお聞きしたいと思います。

次に、合併をして10年が経過し、公民館等社会教育施設、また社会体育施設のあり方 についてどのようにお考えかをお聞きいたします。

公共の施設としての役割という視点、また税金を使って運営をしているという視点で、 費用対効果といいますか、稼働率や利用率のバランスをどうとっていくのか、なかなか難 しい問題ではあると思いますけれども、図書館を5館から2館に再編成したこともあり、 今後どのような方針で運営されるかをお聞かせいただいて、1回目の質問といたします。 〇議長(竹村広明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

〇教育部長(稲垣幸治君)(登壇) 杉原議員の御質問のうち、私から、児童・生徒減少に伴う学校の統廃合についての考え、それから市内の社会教育・体育施設の管理・統廃合について、答弁をさせていただきます。

最初に、学校の統廃合につきましては、平成21年5月に「紀の川市適正規模・適正配置基本方針」を策定、現在まで12回の紀の川市適正規模・適正配置検討委員会と、それに伴う作業部会を開催し協議を重ねてまいりました。

議員御指摘のとおり、学校は子どもたちだけではなく、地域の文化の中心であり、あらゆる面から綿密な検討が必要であります。全国的にも少子化が進み、平成27年度に文部科学省から「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が示されており

ますので、それらを参考に、紀の川市の実情に応じ、また少子化にも対応した活力ある学校づくりについて今後も検討を進めてまいる予定でございますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、公民館に代表される社会教育施設については、地域市民の交流の場として必要不可欠なものでございます。市民の交流において、地域ごとに特色があり、施設の設置状況・活用方法もそれぞれさまざまでございます。それぞれの地域でコミュニティが形成され、活動がなされております。

しかしながら、これらの施設は、合併後も旧町から引き続き使用しているため、老朽化が進んでいる建物も多数ございます。

公民館等の社会教育施設につきましては、公民館運営審議会において、それぞれの利用 状況や活動内容、費用対効果等、さまざまな方向から検討をいただいているところでござ います。

教育委員会といたしましては、地域での活動やコミュニティを大事にしながら、財政負担・費用対効果等も視野に入れ、統廃合を含めた施設整備を検討していきたいと考えております。

一方、社会体育施設につきましては、市民体育館が完成し、公園内プールも間もなく竣工式を迎えるなど、施設の充実を図ってまいりました。それぞれの地域にある体育館につきましては、どの体育館も稼働率が高く、本市のスポーツの拠点として地域の中核を担っていると考えてございます。

しかしながら、スポーツ施設全体では稼働率の低い施設もあり、さきの議会の一般質問でも、利用率の向上を目指すため、スポーツ推進委員とともに協議・提案していきたいとの考えを答弁させていただいたところでございます。

今後、文化ホールや新しい体育館を含む周辺施設については、より多くの利用者の確保 と利用者に対するサービスの向上等を考え、民間活力の導入なども視野に入れ検討してま いりたいと考えております。

いずれにいたしましても、施設の廃止・再配置等の実施については、地域市民の皆様の 御意見を十分聞きながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたい と思います。

- 〇議長(竹村広明君) 教育長 貴志康弘君。
- 〇教育長(貴志康弘君)(登壇) 杉原議員の新教育長就任による今後の教育方針はという御質問について、答弁をさせていただきます。

まず、前回の議会で発言の機会をいただきました所信と重複する内容もございますこと をお許しください。

私は、本市の教育・学術及び文化振興に関する基本的な方向を定めた紀の川市教育大綱に掲げられている「紀産・紀育」(育ちあうよろこび・育てあうよろこび)という基本理念を柱に、教育行政を進めてまいります。

学校教育分野におきましては、合併後、教育環境は飛躍的に充実いたしました。この環境の中で、子どもたちが主体的に判断し、問題解決を図る確かな学力をつけるとともに、他人を思いやる豊かな心やたくましく生きるための健康や体力を育んでまいります。そのために、学校・家庭・地域が連携した取り組みを行い、多様な学校支援の充実を図ることで、よりよい学校教育の実現を目指してまいります。

その基本方針を実現するため、さまざまな事業の展開を考えております。中でも、子どものなだらかな成長を支援するため、保育園・幼稚園と小学校の連携、小学校と中学校の連携を「つながれ紀の川の教育」と称して推進してまいります。

また、子どもたちの学力向上に向けては、目当てと振り返り活動や言語活動の質の向上を図り、わかる授業づくりを一層推進してまいります。そして、読書は、豊かな心、豊かな感性を育む上で、貴重な活動であります。そのため、図書館司書と連携を密にして、各学校において図書教育充実を図ってまいります。さらに、若手教員の指導力を高める施策としては、紀の川市において学力向上指導委員をより活用するとともに、和歌山県教育センター学びの丘や和歌山大学と連携・協力し、教員や学校への支援を充実させてまいります。

生涯学習分野においては、「生涯学習のまち 紀の川市」宣言の趣旨である「すべての市民が安全・安心を実感でき、心豊かな暮らし、そして紀の川市に住んでよかったと思えるまちづくり」の実現を目指し、市民の皆様が生涯を通じて自己を磨き・高め、そして社会に貢献していただくため、市民の学びやスポーツを通じた健康づくりを支援するとともに、歴史文化の継承や多様な文化芸術を楽しめる環境づくりを推進してまいります。

さらに、学校・家庭・地域が力を結集し、子どもたちを豊かに育み、人と人とのつながりを再構築することを目指した「地域共育コミュニティ」づくりを全市的に取り組んでまいります。

最後に、今後の教育行政につきましては、「総合教育会議」において、市長と十分に協議を尽くし、政策に反映してまいる所存でございます。議員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(竹村広明君) 再質問、ありませんか。

10番 杉原 勲君。

〇10番(杉原 勲君) (質問席) 担当部長、また教育長に答弁をいただきました。教育長には、大いに頑張っていただきたいと、このように思っております。私も議員として、 生涯学習のまちづくりに寄与できればと思っています。

それから、適正規模並びに適正配置について部長から答弁がありました。学校の統合という大きなテーマでは乗り越えなければならない大きな、大きな壁があろうかと思います。 特に、地域文化のよりどころである学校が、統廃合でなくなるということは地域住民にとっては受け入れがたい問題だと考えます。

しかしながら、紀の川市の宝である子どもたちを主体として考えなければならないこと

は言うまでもなく、適当な集団活動を通じた人間形成、またコミュニティ形成という、生 徒が少な過ぎる環境では限界があるのも事実であると思います。

そこで、教育長にお伺いいたします。

今後の学校の統廃合についてどのようにお考えか、お答えを願いたいと思います。

〇議長(竹村広明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 貴志康弘君。

〇教育長(貴志康弘君)(自席) 杉原議員の再質問にお答えいたします。

先ほど部長が答弁いたしましたとおり、紀の川市の学校の適正規模・適正配置について は、まず、「適正規模・適正配置作業部会」において、紀の川市が理想とする適正規模を 定め、そこから、それぞれの地域の実情に応じて幾つかの案を策定し、詳細に検討を重ね ているところであります。作業部会から出された案について、私も入った「適正規模・適 正配置検討委員会」で、再度検討してまいります。

教育に関する観点、地域コミュニティの核としての観点など、地域のさまざまな実情を 総合的に考慮して検討していかなければならない大変デリケートかつ困難な課題でありま すので、慎重に協議を重ねてまいりたいと考えてございます。

〇議長(竹村広明君) 再々質問、ありませんか。

[杉原議員「ありません」という]

〇議長(竹村広明君) 以上で、杉原 勲君の一般質問を終わります。

〇議長(竹村広明君) 次に、21番 坂本康隆君の一般質問を許可いたします。 2 1番 坂本康隆君。

〇21番(坂本康隆君)(質問席) ただいま議長より許可を得ましたので、一般質問さ せていただきます。

ため池の管理と防災事業について質問するわけなんですけども、最近、熊本地震で大変 悲しいことが続いております。そういうことの中で、熊本の地震も活断層が動いたのでは ないかということで、熊本から四国を渡って、愛媛、淡路、それからこの和泉山脈、生駒 のほうへ続いている中央構造線が危惧されているように報道されております。そしてまた、 もうかねてから心配されている南海トラフの大きな地震・津波の想定外の心配もされてい るところでございます。

そういうことで、紀の川市もこの中央構造線がいつまた起こるかわからないということ の中で、ため池がたくさんございます。そのことで、ため池の管理と防災事業について質 問をさせていただきます。

公共施設の老朽化については、今後のメンテナンスに要する費用負担の増加といった財 政的な観点だけでなく、例えば、道路を構成する重要な構造物である橋梁やトンネルは、 いざといった事故が起きた際には大惨事となるためにも、日常の管理体制の強化と適切な 補修等が安全・安心の確保のためにも喫緊の課題とされています。

国は、平成25年度に、「インフラ長寿命化基本計画」を、さらに平成26年度には、「公共施設等総合管理計画」の策定を地方自治体に要請するなど、公共施設の長寿命化に対する策を講じております。国の対応は評価するが、今後は地方自治体独自の特色のある長寿命化計画を策定し実行していく必要があると思います。

そこで、1点目、紀の川市では、公共施設等総合管理計画は策定しているのか、お尋ね をいたします。

続いて、道路や橋梁、庁舎といった公共施設は公設公営であり、行政として管理すべき ものであり、計画等も立てやすい。一方で、民設民営、公設民営といった形の公共施設で あるため池の管理も、今後重要となってくると思われます。

ため池とは、降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などにおいて農業用水を確保するために水を蓄え、取水ができるよう人工的に造成された池のことで、農林水産省によると、全国に約20万カ所が存在し、特に降水量の少ない瀬戸内地域をはじめ、西日本に多く分布されているように言われております。また、全体の約70%が江戸時代以前に築造されたものと推測をされております。

ため池と聞くと、小規模な池を想像してしまうが、河川法の規定によれば、堤の高さが 15メートルを越えるものを「ダム」と呼んでいるだけであり、農業用のダムに限って言 えば、両者に大きな違いはないようです。しかし、ダムはダム管理者を定め、利水、放流 の方法、その他点検整備の方法、管理記録の作成に加え、行政による3年に1回以上の点 検・検査が法律で厳格に定められております。

一方で、ため池は、管理体制の整備について指針や手引きはあるものの、受益者である 地元の農業関係者によって自主的に管理がなされているのが現状であります。

そこで、お尋ねをいたします。紀の川市にため池は何カ所、県全体でため池は何カ所あるのか、お尋ねをいたします。

続いて、近年の我が国の農業を取り巻く状況ですが、平成12年と平成27年を比べると、農業就業人口は390万人から240万人と4割の減少、農業従事者の平均年齢は61.1歳から、現在66.4歳へと高齢化が進んでおります。

こうした状況から、耕作放棄地は全国で平成12年の34万3,000ヘクタールから、 平成27年は42万3,000ヘクタールへと2割以上も増加しているようです。農業就 業人口の減少、従事者の高齢化、耕作放棄地の増加から、農業用水の供給という本来の役 目を終え、これまでのように管理が十分にできていないため池が全国各地で増加している 可能性が考えられております。

しかし、ため池は小規模とはいえ、ダムであり、日常の管理を怠れば、いざというときに下流に甚大な被害が生じてしまうことになりかねないと予想されております。実際に、東日本大震災では、福島県須賀川市の農業用水を供給する藤沼ダムが決壊して、約150万トンの水が流出し、下流の長沼地域、また滝地域においては死者7名、行方不明1名、流出もしくは全壊した家屋19棟、床上・床下浸水55棟という被害を出しております。

また、先日の熊本地震でも、熊本県西原村にある大切畑ダムに決壊のおそれがあるとし、 避難指示出されたことは記憶に新しいと思います。

こうした豪雨や大規模地震等により多くのため池が被災し、大きな災害が生じていることを踏まえ、国は平成25年度、平成26年度の2カ年で全国のため池の一斉の点検をいたしました。対象となった約10万5,000カ所のうち、平成27年3月までに点検が終了した約8万1,000カ所の結果が公表されております。

下流に、人家や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのある防災重点ため池として、約9,200カ所が確認されました。そのうち、約2,900カ所が洪水・流下能力や耐震性能などに対して、より詳細な調査を要するとされております。 今後は、各自治体で対策を講じていくことになると思います。

そこで、3点目ですが、紀の川市における点検結果はどうだったのか、決壊のおそれが あるなど深刻な状態にあるため池はあるのか、お尋ねをいたします。

これは、以前にも西川議員が、危険ため池について質問されておりますが、私なりに質問をさせていただきます。

次に、ため池を改修する際には、国や都道府県、市町村といった公的機関が負担する事業の2ないし3%程度の費用をため池の受益者が負担する例が多いが、そもそもため池の 受益者がいなくなっている場合がある、この受益者がいない状態に二つの段階があります。

一つは、農地転用などを行い、現状でも法的にも常に水を供給する農地がない場合であります。

そこで、4点目をお伺いいたします。

受益者がいないが、下流に甚大な被害が想定される場合には、全て公費で負担して改修 する考えはないのか、お尋ねをいたします。

もう一点、次に、事実上の耕作放棄地となっており、現状ではため池からの受益者はないが、種目上、まだ農地であり、所有者も健在か、また水利権も含め承継されている場合がある。現行の河川法が制定される前、例えば、明治時代にできたため池の水利権は、慣行水利権として整理されております。届け出などかなされていないケースも散見され、工事のときに初めて明らかになり、負担金等で問題となることも多いと思います。

5点目、お伺いいたします。

公平性といった観点からは、受益者負担をお願いすべきだが、実際には耕作していない 受益者負担を拒否された場合どうするのか、お尋ねをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

〇議長(竹村広明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

〇企画部長(森本浩行君)(登壇) 坂本議員の御質問にお答えいたします。

国は、過去に建設した地方公共団体の公共施設等が、これから大量に更新時期を迎える中、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、所有する公共施設等の全体の状況を把

握し、当該団体を取り巻く現況及び将来の見通しを分析し、これを踏まえた公共施設の管理の基本的な方針を定める「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。

紀の川市では、この要請を受けまして、平成26年度から「紀の川市公共施設マネジメント計画」の策定に着手し、「公共施設等総合管理計画」と位置づけし、平成28年3月に策定しております。

「紀の川市公共施設マネジメント計画」は、本市が保有する公共施設の現状と課題を分析し、市民に提供する施設サービスの水準を適切に維持するため、施設保有量の見直しや施設の長寿命化など、適切な維持管理を行い、有効活用を図る公共施設の最適化のための取り組みでございます。

対象とする施設は、市が保有する「公共施設」とし、「公共建築物」と「インフラ資産」に分類し、計画期間は、中長期的な視点が不可欠であるため、平成28年度から平成67年度までの40年間としております。しかし、長期の計画となりますので、その間に社会情勢の変化や、関連する計画の策定・変更などが行われた場合には、本計画の進捗状況を検証した上で、おおむね10年を目途に見直しを行ってまいります。

- 〇議長(竹村広明君) 農林商工部長 岩坪純司君。
- 〇農林商工部長(岩坪純司君)(登壇) 坂本議員から御質問がありました、ため池関連の4項目につきまして御答弁をさせていただきます。

近年、局部的集中豪雨や地震等の災害により、農業水利施設が被災し、農用地だけではなく、地域住民の生命や財産、公共施設にも甚大な被害が発生をしてございます。

特に、近い将来高い確率で発生することが予想される「東海・東南海・南海地震」の地震動により、ため池が決壊に至ることが懸念されている中、議員も申されましたように、本年4月に発生いたしました熊本地震では、県内13カ所の農業用ため池で堤体が崩れたり、亀裂が入ったりする被害が確認がされてございます。

議員御質問のため池数でございますが、県全体では5,236カ所、紀の川市におきましては777カ所のため池が、ため池台帳に搭載をされてございます。

2点目の御質問でありますが、ため池の一斉点検及び現況把握調査につきましては、平成25年度から平成27年度の3年間にわたりまして、県市で連携を図りつつ実施をしてきたところでございます。

点検調査内容は、構造的危険度、周辺環境危険度及び下流ついて目視による点検や資料などを活用して施設の現状を把握し、地震や豪雨による被災の可能性や周辺への影響度を確認するもので、受益面積 0.5 ヘクタール以上のため池 6 0 5 カ所を対象としてございます。

点検調査結果におきまして、すぐに決壊のおそれがあるなど深刻な状態にあるため池は、現在確認されておりませんが、地震や豪雨等で危険性の優先度が高いため池については74カ所にも及んでございまして、改めて現況等の詳細調査を行い、堤高が高く決壊した場合に、住宅や公共施設へ影響を与えるおそれがあるものについて、順次計画的な整備を進

めるため、地元ため池管理者に改修の必要性などの御相談を申し上げるとともに、改修内容や極力地元負担が大きくならない国・県補助事業への事業採択などの取り組みを鋭意行っているところでございます。

3点目の御質問でありますが、ため池の管理につきましては、農業従事者の減少や高齢化、宅地開発等で受益者の少ないため池もふえ、改修するということになりますと大きな農家負担が発生します。ため池改修事業は、防災という公共性もございますが、あくまでも農業用施設であることから、最低限の受益者負担をいただくということで、地域の財産として末永く大切に管理をしていただきたいと考えてございます。

また、ため池の点検や管理方法等につきましては、地元から要請がございましたら、現地に出向き、「ため池点検マニュアル」等を配布させていただいた上で、助言指導も行ってございますので御理解を賜りますようお願いをいたします。

4点目の御質問であります。3点目の質問に対する答弁と重複をいたしますが、ため池は洪水等を未然に防ぐ多面的機能も備えてございまして、市民が安全・安心に暮らしを営む中で大変重要な役割を担ってございます。地元負担の問題で改修ができないため池につきましては、水位を下げて管理していただくよう、区長や水利関係者にお願いをしているところでございます。

また、受益者負担でありますが、改修事業費が800万円を超えるため池等整備事業に つきましては、地元負担割合を5%までにする負担軽減も図っておりますので、御理解賜 りますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

〇議長(竹村広明君) 再質問はありませんか。

2 1番 坂本康降君。

○21番(坂本康隆君)(質問席) ただいま御答弁いただきました。

1点目の公共施設と総合管理計画ということでお答えをいただきました。お話を聞くと、 紀の川市は公共施設マネジメント計画ということに基づいて実施されているようでござい ます。それで、本年度はどう対応したのか、また今後、その推進の考えをお聞かせいただ きたいと思います。

農林商工部長に御答弁をいただきたいと思いますが、お尋ねをしたいと思いますが、利用されていないというか、余り農業用水としての必要がなく、地元の自治組織で管理する体制の構築が困難となれば、ため池を撤去するという考えもあると思うんですが、その点も御答弁をお願いしたいと思います。

だんだんとため池の用水を利用する農業の方々が、反別が減ってきて、ほとんど管理能力というんですか、弱体化されてきているように思います。そういうことで、今後ファァ、紀の川市にあると聞いています。この紀北筋には約3,000のため池があるようです。ほとんど紀の川から和泉山脈の近くにあるようで、万が一、先ほど津波の心配もしておりますけれども、この紀の川市、記憶では、万が一、中央構造線、活断層が動いたり、南海

トラフの大きな地震が揺ったきに、そのため池の中にどっか危険なとこがたくさんあるように思う。

そういうことで、ため池の点検も必要のないため池は減らしていくとか、何かに転用するとか、例えば、庁舎の東にある駐車場にするとか、この前、貴志川で学童の施設を見せていただきました。そこが、池だったそうです。そういうふうに何かに活用していくとか、ため池をもう少し減らしていくという、そういうことも考えられますし、耕作していないそういう田んぼも畑もございます。

そんなことで、先ほど1点目に言われた公共等の管理計画に基づいて、公共等管理計画ため池版、ため池を計画的に修理・修繕をする、なかなか長期に10年、20年、30年ということになっていくと思うんですけども、最近ずっと聞いておりますと、管理者がだんだん減ってきている、負担が大き過ぎたらどうにも困難になってくる。そういう中で、また危険なため池が出てきたら、下流に大きな被害が出てくる。そういうことの中で、そういう計画を立てられないのか、その点もお聞きして、2回目の質問を終わります。

〇議長(竹村広明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

〇企画部長(森本浩行君)(自席) 再質問にお答えいたします。

公共施設マネジメント計画に基づき、平成28年度から実施する事業につきましては、 閉鎖した施設で、老朽化しているものを優先的に解体する考えから、火葬場解体撤去事業、 一般廃棄物処理施設解体事業、旧分庁舎解体整備事業を予定しております。また、統合に より運営コストの縮減が図れるものとして、粉河・那賀給食センターの統合事業を予定し ております。

次に、今後の計画の推進につきましては、公共施設マネジメントの目標であります「市民の財産である公共施設を将来にわたり持続可能な形で継承し、市民の安全・安心で豊かな暮らしを実現する」ために、継続的な進捗管理や全庁横断的な推進体制を整え、行政と市民が問題意識を共有した上で、公共施設マネジメント計画を推進してまいりたいと考えております。

- 〇議長(竹村広明君) 農林商工部長 岩坪純司君。
- 〇農林商工部長(岩坪純司君)(自席) 坂本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

受益面積の減少で受益者もなく、堆積物の流入等で池として本来の機能を果たしていない、また適切に管理がされていない危険ため池については、廃止についても考えていく時期に来ていると考えてございます。

廃止後の水利権や跡地利用、さらに防災等の問題もありますが、地域の中で十分検討していただき、廃止することで合意ができれば、国・県補助を活用することも含め、地元の 意向に沿った上で対応してまいりたいと考えてございます。

また、現在、受益面積が5ヘクタール以上で貯水量1,000トンを超えるため池の改

修につきましては、県が進めてございます「ため池改修加速化計画」に盛り込んでいただけるよう地元調整を図っております。

議員が申されましたように、ため池版の公共施設等総合計画を策定してはどうかと、こういった御説明もございましたが、5へクタール以下のため池におきましても、「市町村整備計画」により対策を今後検討してまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

- 〇議長(竹村広明君) 再々質問、ありませんか。
 - 21番 坂本康降。
- O21番(坂本康隆君)(質問席) 最後に、再々質問をさせていただきます。

冒頭に、防災事業についてと質問に通告させていただいております。それは、国営総合 農地防災事業「和歌山平野地区事業」のことを少し聞かせていただきたいと思います。

26年からこの貴志川、市長さんが一生懸命骨折っていただいて、貴志川に事務所を構え、その事業が進められていると聞いております。その事業の主な内容は、国営総合農地防災事業、事業費は456億円、相当大きな費用で計画をしていただいております。範囲は、和歌山市・紀の川市・岩出市、その広い範囲でその事業を行っておられます。事業の内容は、排水路、排水機、それからため池の改修、調整池のしゅんせつ、排水管理施設等、そういった内容の事業であります。

そこで、国営防災事業に紀の川市のため池が対象になっているのか、その辺も聞かせて いただきたいなと思います。

- 〇議長(竹村広明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。
 - 農林商工部長 岩坪純司君。
- 〇農林商工部長(岩坪純司君)(自席) 坂本議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

国営総合農地防災事業は、和歌山市・岩出市・紀の川市に及ぶ和歌山平野地区におきまして、土地利用の変化に起因する農業用排水施設の排水機能低下によりまして、毎年のように農地の溢水・湛水被害が頻繁に発生している状況を軽減するため、平成26年度より平成40年度までの15年の事業工期で、事業を実施してございます。

現在、本市でも湛水被害の多い緊急性の高い箇所より順次施工しておるところでございますが、この事業の中で、赤尾地区にあります上ノ池・森ノ池、それから馬宿地区にございます大溜池の3カ所のため池が、調整機能を持たせた改修の対象となってございます。

対象ため池の改修時期につきましては、現在のところ未定となってございますが、下流 地域へ及ぼす被害想定なども考慮しながら、国・県へ1年でも早く改修への着手に取り組 んでいただけるよう強く要望をしていきたいと考えてございます。

安全・安心なまちづくりを進める上で、危険ため池の改修につきましては、危険度や緊急性などにも考慮し、地域の実情も十分お伺いをし、事業を実施してまいりたいと考えて ございますので、議員の御理解と御協力を切にお願いをいたします。 〇議長(竹村広明君) 以上で、坂本康隆君の一般質問を終わります。 ここで、しばらく休憩いたします。

(休憩 午前11時41分)

(再開 午後 0時58分)

〇議長(竹村広明君) 再開いたします。 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

〇議長(竹村広明君) 次に、1番 並松八重君の一般質問を許可いたします。 1番 並松八重君。

はじめに、認知症及び高齢者に優しい地域づくりについての質問をどうぞ。

〇1番(並松八重君)(質問席) ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問いたします。

認知症及び高齢者に優しい地域づくりについて、お尋ねします。

認知症は、2012年、全国で462万人と推計されており、2025年には約700万人を突破し、65歳以上の高齢者5人につき一人に達することが見込まれております。2012年度の認知症有病率、全国平均15%と比較すると、本市は12%とやや低いのですが、高齢化の進行とともに認知機能に問題を抱えている高齢者人口はふえてきております。既に、高齢化率はことし4月で29.8%になっております。

認知症は、誰もがかかわる可能性のある病気です。団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据え、認知症の人の意志が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、厚生労働省は昨年「新オレンジプラン」を関係府省庁と共同で策定しております。

認知症サポーター養成講座をふやし、サポーターの人数を2017年度末800万人と、目標が示されております。具体的には、早期診断、早期対応を軸に、本人主体を基本とした医療・介護等の連携により認知症の容体の変化に応じて、適時、適切に切れ目なく、そのときの容体に最もふさわしい場所で、医療・介護が提供される循環型の仕組みを実現しますとありました。

本市は、2017年策定されたオレンジプラン、また新オレンジプランに沿って、第6期介護事業計画を推進・展開されております。

そこで、1点目の質問になります。

認知症予防や認知症の早期診断、早期対応につながる早期発見をするための初期集中支援チームの設置、認知症ケアパスの作成への取り組みの進捗状況をお聞かせいただきたい と思います。

続いて、2点目になります。

認知症予防、介護予防、また認知症早期発見に向けての対応・対策、高齢者の居場所づ

くりについて、お聞きしたいと思います。

昨年3月、発行された本市の高齢化福祉計画において、実態調査及び事業所アンケートからわかることは、高齢化の誰もが住みなれた地域で、健康で、楽しく、生き生きと暮らしていきたいと願い、介護予防教室への関心も高いのです。そのため、市の関係各課が連携し、高齢者の介護予防の普及と健康づくり、また居場所づくりの推進に真剣に取り組んでいただいております。

昨年度からは、新しい事業にも取り組まれ、地域包括ケアシステムの構築・強化に向け、 着実に推進されている中での本市の現状、そして高齢化率が上がっても、元気な高齢者の 認知症予防、介護予防につながり、人の役に立つことで生きがいを持てる生活支援サービ ス等への参加促進への取り組みについてもお聞かせいただきたいと思います。

〇議長(竹村広明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。 保健福祉部長 上村敏治君。

〇保健福祉部長(上村敏治君)(登壇) それでは、並松議員の質問にお答えいたします。 まず、一つ目の、認知症初期集中支援チームの設置、認知症ケアパス作成の進捗状況に ついてお答えいたします。

まず、認知症初期集中支援チームの設置につきましては、平成30年4月の設置を目標に、支援チームの核となる医師との協力体制を築くため、那賀圏域医療と介護の連携推進協議会において、平成28年5月に第1回認知症部会が開催されたところでございます。

この部会においては、認知症の方を取り巻く医療や介護の連携体制の構築や認知症ケア の流れの確立等について協議していただいておりますが、今後は那賀圏域における認知症 サポート医の確保についても御尽力いただき、医療及び介護の専門職とともにチーム編成 をできるように取り組んでいるところでございます。

次に、認知症ケアパスの作成についてでありますが、認知症ケアパスとは、認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らし続けられるように認知症の状態や進行に応じた医療・介護・福祉サービスなどの提供の流れを示したものをいいます。現在、利用できる支援の整理やサービス提供の流れ等を検討しており、平成29年4月に認知症ケアパスとしてお示しできるように進めております。

続いて、高齢者の居場所づくりの対策、対応について答弁します。

まず、介護予防の普及、健康づくりの推進と現状についてですが、介護予防の取り組みとして、地域へ直接伺い、介護予防の基礎をはじめとして、口腔衛生や認知症、運動などの講座を開催する「出張講座元気プラス塾」、認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者を養成する「認知症サポーター養成講座」、認知症に関する講演会をそれぞれ開催しております。

次に、健康づくりの推進と現状におきましては、運動機能向上教室、それから口腔機能 向教室・つどいの場・通所型介護予防事業などの各種教室を市が実施しています。

また、地域の膝痛や腰痛のある虚弱高齢者向けに、リハビリを目的に理学療法士や作業

療法士を中心としたリハビリ教室「地域リハビリテーション活動支援事業」や運動等の活動に運動指導士の派遣や体力測定、集いの実施、またポイントカードの配布を行う「地域活動応援事業」への参加を促し、これをきっかけとして地域の自主的な活動につなげていく事業を展開しています。

来年度から実施予定の介護予防の総合事業の短期集中予防サービスを終えた方のさらなる活動の場として、多くの運動拠点が必要となってきますので、関係団体に働きかけ、拠点づくりに努めたいと考えております。

生活支援サービス等への参加促進では、総合事業の「緩和した基準によるサービス」を新設することにより利用者それぞれの状態に応じたサービスを設けるとともに、介護サービス以外の、例えば電球・蛍光灯の交換は、シルバー人材センターの行っている事業の普及促進し、それから地域ボランティアのみならず多様な主体によるサービスを提供していく必要があると考えております。

以上でございます。

〇議長(竹村広明君) 再質問はありませんか。

1番 並松八重君。

〇1番(並松八重君)(質問席) 再質問、させていただきます。

認知症初期集中支援チームの設置、認知症ケアパスの作成も、今年度ではないとの御答弁でした。老老介護で起きた痛ましい事件や最近でも高齢者が行方不明になられたことをとっても、認知症の方への地域での見守り体制をどのように考えておられるんでしょうか。

また、認知症早期発見のために、医療機関を受診する前に認知症を早期発見するための手段として、認知症予防講座を効果的に推進されている自治体があります。物忘れが心配な方を対象に、タッチパネル式認知症スクリーニング機器であります。脳の健康チェックを行い、脳の健康維持、生活の向上を図り、生活の質を高め、認知症を予防することを目的としております。一人5分程度でできて、検査結果により物忘れが始まっている可能性があると判定された人には、相談に応じ適切な支援につなげるきっかけとなっております。認知症予防講座と組み合わせ、大変効果を上げております。私の周辺でも、自分が認知症予備軍かもしれないと悩んでいる方もいらっしゃいます。ぜひ、本市でも認知症スクリーニング機器の導入をしていただき、各種講座で効果的に利用していかれることをお考えにはなられないのでしょうか。

以上、御答弁求めます。

〇議長(竹村広明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

〇保健福祉部長(上村敏治君)(自席) 並松議員さんの再質問にお答えします。

地域の見守りでございますけども、在宅の認知症高齢者の対応では、昨年度から「高齢者見守り事業」で、定期的な見守りと安否確認を民間企業等に委託して実施しております。 本年度は、本市の商工会等に参加事業所の募集をお願いして、充実した体制を整えていき たいと思っております。

また、行政にも限りがありますので、今までと同様でございますが、社会福祉協議会、 あるいは民生委員組織、こういう既存の組織との連携を十分にとりながら見守りを進めて いく必要があると思っております。

次に、タッチパネル等の手軽な操作で認知症の早期発見ということでございます。このタブレットの導入につきましては、以前にもいろんな事業者からの情報提供もあり、現在はもう、議員さんがおっしゃられたように、持ち運びができて、割と簡単な形でそういうタブレットで診断ができるというふうになってございます。職員が出向いて実施している出前講座や各種教室においても利用が可能と考えます。ただ、その結果をどのようにつなげるか、また導入に係る費用対効果などを十分研究した上で、導入することができるかということを検討したいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(竹村広明君) 再々質問、ありませんか。

1番 並松八重君。

○1番(並松八重君)(質問席) 最後に、市長に答弁を求めます。

種々、部長に答弁いただいております。本市も高齢化が進み、介護給付費、医療費がふ えていることを考えると、地域活動支援事業や地域リハビリテーション活動支援事業をさ らに強力に推進していく必要があると考えます。そのためには、高齢介護課が推進されて いる地域自主サークル等への立ち上げ、指導が重要であると思われます。今、担当されて いる人数では全く足りず、大変な御苦労があるかと思われます。早急に人材確保が必要で はないでしょうか。

また、高齢者の居場所づくりについてですが、公共施設が統合されていく中、運動教室 や予防講座いきいきサロン等の開催をする場所がなかなか見つからず、やむなく自治区の 集会所を利用しているケースが多々見られます。

しかし、大体の集会所は老朽化が進み、高齢者にとっては使いづらい危険な場所になっておるのも事実でございます。認知症予防教室や運動教室を活発に開催していける場所を提供していただくためにも、さらなる集会所等への整備・拡充を進め、検討していただけないかと考えております。

高齢者の元気と健康が維持できれば、介護給付費、医療費の抑制につながります。そして、市長には、認知症予防が最も進んでいる紀の川市を目指していただき、担当人数をふやしていただくこととあわせて、安心・安全な居場所の提供について、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

〇議長(竹村広明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村愼司君。

〇市長(中村愼司君)(自席) 並松議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

高齢者時代を迎えておる中で、認知症等をはじめ、いろいろな課題が山積をいたしてございます。高齢者率30%という、昔は考えられなかったような数値になっておるわけで

ありまして、元気なお年寄りでいくにはどうしたらいいかというようなことも、高齢者になる前からいろいろと、生涯学習を通じるなりいろいろと勉強していくのも大事でありますし、今、並松議員が言われたように、職員のその受け入れ体制等々も充実していく必要があると言われましたが、これは当然のことだと思いますし、今どうするというところまではお答えできませんが、前向きに検討させていただくと同時に、またそういう高齢者の皆さん方が、居場所、集まるところ等々については、紀の川市の全ての公民館や集会所をそうするということにはなかなか難しい問題もあろうと思いますが、これらもいろいろと各団体や、先ほど民生委員さん、医師会等と相談をしながら、こういう問題も解決できるようないい方法がないかということで検討させていただきたいと、そう思っております。

〇議長(竹村広明君) 次に、公職選挙法改正における市の対応についての質問をどうぞ。 1番 並松八重君。

〇1番(並松八重君)(質問席) 公職選挙法改正における市の対応について、お尋ねいたします。

1点目として、昨年6月に選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられる改正公職選挙法の成立以降、高等学校などでの主権者教育、選挙管理委員会による出前講座授業、模擬投票を実施しており、投票率向上に向け、周知・啓発に教育現場では取り組まれております。

今回の参議院選挙から、18歳と19歳の約240万人が新たに投票権を持ちます。本 市では、約1,414人と聞いております。

昨年、第3回定例会で質問させていただいたとき、若年層へ向けた選挙啓発として、和 歌山選挙管理委員会と合同で小学校6年生を対象に出前講座を実施し、引き続き、このよ うな講座があることを市内の各学校に周知していきたいと答弁をいただきました。それ以 来、特に中学校に対してはどのように主権者教育、出前講座等に取り組まれているのでし ょうか。

中学校を卒業して社会に出られる方もいらっしゃいます。投票権を得るまでの約3年間は、民主主義の根幹である選挙の理解を深め、投票によって参政権を行使する重要性を自覚していく大切な時期になり、中学校3年生での主権者教育は必ず若年層の確実な投票率向上につながることでしょう。そのような観点から、市内中学校3年生への積極的な主権者教育、出前講座の実施をしていくことについてのお答えをお聞かせください。

2点目、次に、有権者が投票しやすい環境づくりについて、制度の確認を兼ねてお聞き します。

期日前を含む投票所内において、緊張の余り誰に投票するつもりだったのか忘れてしまうことがよくあると伺いました。記入場所に、立候補者の名前が書かれているのにと思いますが、これも緊張のためたくさんの名前が書かれている一覧表を見て、余計に焦る方が多いとも伺いました。そして、結局、誰か思い出すことができず、白票を投じてしまうこともあるようです。

そこで、このような戸惑いを防ぐ意味からも、個人があらかじめ投票しようと決めてきた候補者の正確な名前を記載したメモや法定ビラを投票所に持ち込み投票することは、公職選挙法に特段の制限はないとの国の見解がございます。平成22年11月26日、公職選挙法改正特別委員会において、貴重な1票を無駄にしないため、メモ等の持参についての質問があった際、当時の総務大臣は、「公職選挙法上は特段の制限はありません。みずからのメモとして持ち込まれる場合には制約はございません。法定ビラも同じであります」と答えております。

しかし、その実施の可否については、各選挙管理委員会の裁量と伺っております。そのことが、有権者への適切な周知がされず、大体の有権者は「知らなかった」というふうに言われております。みずからが、投票用紙に記載することが困難な方の代理投票の場合は、係の方に家族の方が書いたメモを渡して、この候補者に投票したいと意思表示をした場合のメモの持ち込みは制限されないのかを含め、改めて本市の選挙管理委員会の御所見をお聞かせください。

また18歳からの新有権者にとって初めての政治参加になります。選挙人名簿の登録に関する公職選挙法の改正、期日前を含む投票所の場所、投票できる時間帯の周知はもちろんのこと、高齢者や体の不自由な方への安心・安全な対応も含め、他の自治体でも実施されておりますが、投票所内の雰囲気を少しでも和らげるため、BGMを流す取り組みも必要ではないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

〇議長(竹村広明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

〇教育部長(稲垣幸治君)(登壇) 将来の有権者である子どもたちに対し、「公共の精神」や「主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」という主権者教育の理念はとても大切なものと重視し、社会科・生徒会活動・道徳教育などの学校教育において充実を図っているところでございます。

特に、中学校では、第3学年の社会科の公民分野において、「政治参加と選挙」の単元 で政治が扱われ、日本の民主政治や地方自治の仕組みと意義などを学ぶことにより、将来 の有権者として、政治参加への意識を身につけさせるような学習をいたしております。

中でも、「選挙」に関しては、選挙の意義や種類、方法、課題などを取り上げながら、主権者として政治に参加することの意義について学んでおり、昨年、公職選挙法の一部が改正されたことにより、若い人たちの政治参加に対する学習がますます重要になっております。既に、県選挙管理委員会による出前講座で、選挙演説を行ったり模擬投票を実施するなど、選挙への関心を高める工夫をしている学校もございます。

文部科学省においては、「主権者教育の推進に関する検討チーム」の中間報告に、社会 全体で主権者教育を推進する取り組みとして、次期学習指導要領の改訂において、「主体 的な社会参画に必要な力を実践的に育む」との推進方策がまとめられております。

教育委員会といたしましては、単に政治の仕組みや知識の伝授だけではなく、「社会の

中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生きぬく力や地域の課題・問題の解決を 社会の一員として担う力」が求められていることから、学習指導要領に基づき、社会科で は知識・理解を指導しつつ、引き続き、参加・体験型学習を取り入れるなど、政治や選挙 への関心を高める機会を県・市の選挙管理委員会と連携を図りながら、指導内容の充実を 図っていきたいと考えております。

これらのことから、今後とも学校教育において、特に中学生に対しては、将来の有権者としての意識を高める主権者教育の指導を一層図ってまいりたいと考えております。

〇議長(竹村広明君) 選挙管理委員会書記長 山野浩伸君。

〇選挙管理委員会書記長(山野浩伸君)(登壇) それでは私のほうから、公職選挙法改正における市の対応についての2番目、投票しやすい環境づくりについての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のメモや法定ビラの持ち込みが可能である旨の周知ができていないのではないかという御質問ですが、日常とは違う雰囲気の中で氏名掲示等が目の前にあっても、緊張して候補者名や政党名などを忘れてしまうという方につきましては、メモや法定ビラを持ち込むことができるのですが、投票所内で特定の候補者名や政党名等が他の有権者の目につくような行為はあってはならないため、それらの持ち込みの周知につきましては、有権者に誤解を招かないようにすることが前提となってきます。

当然のことながら、紀の川市選挙管理委員会といたしましては、投票所の秩序保持に努めつつも有権者に対し、余計な緊張感等を与えずに投票しやすい環境づくりに努めているところでございますが、これまでも選挙管理委員会や投票所への問い合わせのあった際には、「メモ等の持ち込みには注意点があることに御留意していただいた上で、持ち込みは可能です」という回答をさせていただいてございます。

それから、代理投票の際につきましても、メモ等に記載している候補者名等を補助者に 耳打ちで伝えていただくとか、指名掲示を指さしで示していただくことで投票が可能となってございます。

そんな中で、今回、これまで選挙権を有していても住民移動の関係で投票できないケースがありましたが、そうした方の救済措置として、選挙年齢の18歳への引き下げに合わせて、選挙人名簿登録制度が改正されたことなどを周知していく予定でありますので、それと同時にメモ等の持ち込みについても、さらに理解を深めていただくために、紀の川市の選挙管理委員会のホームページに「Q&A」という形式で注意点を記載する中で誤解が生まれないように周知していきたいと考えていますので、御理解をお願いいたします。

次に、二つ目の御質問で、期日前を含む投票所内の雰囲気の改善ということですが、公職選挙法の改正により投票所に入ることのできる子どもの範囲を、現行の幼児から児童・生徒、そのほか18歳未満の者まで可能にするといった制度改正を行うなど、投票しやすい環境づくりが進んでおります。

紀の川市におきましても、高齢者や障害者に優しい環境整備に努めており、今回の参議

院議員通常選挙の執行に際しましては、第201投票所の粉河小学校屋内運動場における 段差解消を目指したレイアウト変更や第405投票所の銚子ノロ地区集会所における段差 解消のための昇降台の設置等も予定しております。

今後も先ほどからの発言の繰り返しになりますが、投票所の秩序保持に努めつつも有権 者に対し、余計な緊張感を与えないリラックスした雰囲気の中で投票してもらえる環境づ くりが、紀の川市選挙管理委員会の大きな使命であると考えておりますので、議員提案の BGMの活用なども含めて、有権者のためのよりよい施策を検討してまいりたいと思いま すので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇議長(竹村広明君) 再質問はありませんか。

〔並松議員「ありません」という〕

〇議長(竹村広明君) 以上で、並松八重君の一般質問を終わります。

〇議長(竹村広明君) 次に、6番 大谷さつき君の一般質問を許可いたします。

6番 大谷さつき君。

はじめに、災害時における防止策についての質問をどうぞ。

〇 6 番 (大谷さつき君) (質問席) ただいま議長の許可をいただきましたので、通告順に従い、一般質問を行います。

最初に、この資料を後で説明いたしますので、議長の許可をいただきたいと思います。 まず、はじめに、災害時における防止策について、質問いたします。

4月14日の前震、同じく16日の本震で震度7の揺れを観測した熊本地震により、多くの方が亡くなられ、心よりお悔やみを申し上げます。

この地震発生から震度1以上の余震は1,500回以上超え、不安で家に帰れない方も多くおられます。今回の本震は、1995年に阪神・淡路大震災を引き起こした同規模の災害でした。今回も多くの方が建物倒壊の犠牲になっています。熊本県内では、応急危険度判定で立ち入りが「危険」とされてた建物が1万3,000棟以上に上り、これまで最多だった東日本大震災を上回りました。いつ、どこで起きるかもわからない可能性があることも、今回の地震で多くのことを学び、震災の備えが重要だと改めて感じました。

このようなことを踏まえ、次の3点についてお伺いします。

1点目に、現在避難所になっている学校等の通電火災等の防火対策は大丈夫でしょうか。 平成27年度市内小・中学校の耐震化が完了し、現在、小・中学校の非構造部材の改修へ と進んでいますが、地震などの災害時の二次被害の一つであると言われている「通電火 災」、小・中学校を含む市内50カ所における避難場所の通電火災対策は、どのようにな っていますか。

また現在、対策がされていないのなら、今後どのような対応をされるのか、お尋ねします。

2点目は、昨年も一般質問させていただきました感震ブレーカー設置への補助についてですが、熊本地震直後に本市の市民の多くの皆さんから、感震ブレーカー設置補助について関心度は高まりましたので、再度一般質問をさせていただきます。

災害時、各家庭における通電火災の防止策について、周知はされていますか。通電火災は、大地震による停電が復旧して、再び電気が通じた際に倒れていた電気ストーブなど、家電や断線した電気コードなどが火元となって起こる火災です。電気機器のスイッチが入ったまま住民が避難してしまうケースが多いためで、阪神・淡路大震災や東日本大震災でも出火の原因の多くが通電火災だったと言われています。

今回の熊本地震では、通電火災は少なかったようですが、状況が一歩違えば大災害が起こったとも言いかねません。感震ブレーカーを設置すれば、大地震の際に起こる通電火災による死亡・負傷から市民の生命・財産を守ることができます。

そこで、既存の住宅はもちろん、新築・改築等含む感震ブレーカー設置に対し、設置補助をしてはどうかと考えます。

3点目は、「紀の川市版防災ブック」を発行したらどうかと考えます。

本市では、ハザードマップが発行され、防災に対する重要な内容が詳細に掲載されていますが、十分に市民の方に周知されていません。そこで、東京都が作成しましたハンドブック「東京防災」が非常に人気があります。都民の方に無料で配布されて、中身はわかりやすく具体的に掲載しています。これが、「東京防災」です。実物は入手できませんでしたが、ネットで入手しました。サイズは、B6サイズで小ぶり、単行本サイズです。何枚かネットで入手しました。

本市も独自に紀の川市版防災ブックを発行してはどうかと考えます。

以上、3点について答弁を求めます。

1回目の質問といたします。

〇議長(竹村広明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

〇危機管理部長(中浴哲夫君)(登壇) 大谷議員より御質問いただきました災害時における防止・防火対策等につきましては、危機管理部からお答えさせていただきます。

まず、通電火災につきましては、地震などにより大規模災害が発生し、一時的に停電が起こり、後に送電が再開されたことで発生する火災が一般的に通電火災と報告されてございます。

過去の大震災の火災状況は、阪神・淡路大震災では、地震後285件の火災が発生し、約7,000棟の建物が焼失しました。このうち、地震発生当日に約7割の火災が発生してございます。その後、電気が復旧して送電の再開に伴う火災も多く発生していると報告されてございます。

また、東日本大震災においても、電気が起因する火災、いわゆる「電気火災」は、11 0件中71件発生していると報告されてございます。そのうち、通電火災は東北を中心に 45件に上ると推定しております。

このような状況でありましたが、本年、去る4月に発生した熊本地震では、地震発生直後には数件の火災が発生したものの、通電に伴う火災の発生は確認されていないと報告されています。このことは、過去の大震災時の経験により各電力会社等が電気復旧後に通電する際には、その地域の現状等の把握と調査や送電の安全や住民の在宅確認が徹底されると同時に、倒壊家屋では引き込み線を切断するなど、過去の大震災の経験を十分に生かし、早急かつ適切な安全対策が実施された結果と考えられてございます。

また、住民の皆様方の「通電火災」の防止といたしましては、地震直後にまず自分自身の安全確認を行っていただき、ブレーカーを落としてから避難することが第一の予防策と考えられてございます。しかしながら、地震直後はパニック状態が予想されることから、市の防災総合訓練や消防団及び婦人防火クラブ並びに各地域の自主防災組織等での啓発活動や訓練時に積極的にブレーカーを落としてから避難する行動について周知を行いまして、避難行動の一端としての意識づけの確立に努めてまいりたいと考えてございます。

また、今年度、消防団に女性グループを組織するため、現在募集も行っておりますが、 その活動の中にも取り組んでまいりたいと考えてございます。

次の感震ブレーカー設置に対する補助につきましては、感震ブレーカーは、通電火災の対策としては有効であると思われますが、通常の感震ブレーカーは、夜間に震災が発生した場合、電気が使用できないなど避難時に支障を来す場合があるという説も報じられています。

そのような状況のもと、ことし3月に住宅を新築や改築する際に、設置を優先的に求める地域として木造住宅が密集する市街地など、全国11都府県25市区町にある地域が対象となることが発表されてございます。

この地域の自治体を含め、感震ブレーカー設置補助の自治体がございますが、設置場所や感震ブレーカーの種類により数千円から数万円を補助するものなど、補助形態は自治体によってさまざまでございます。本市につきましても、現状や補助制度について調査を行ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、「紀の川市版防災ブック」を発行してはどうかの御質問でございますが、 議員よりお示しいただきました「東京防災」は、昨年、東京都が各家庭において、首都直 下地震等のさまざまな災害に対する備えが万全となるよう作成されたものと聞いてござい ます。特に、東京独自の地域性や都市構造と都民のライフスタイルなどが考慮され、災害 直後の避難対策や対応について東京都民や在住者が利活用できるなど、いざというときに 役立つ情報をわかりやすくまとめられた320ページからなる「防災ブック」でございま す。

紀の川市では、この防災ブックという名目ではございませんが、市のハザードマップを 各家庭に配布させていただきまして、自然災害発生時等の避難行動や対応につきましての 確認と周知をお願いいたしてございます。さらに、この市のハザードマップについて、防 災対策等の内容検討や充実に努めるとともに、誰がごらんになっても理解しやすい冊子と して調査研究してまいりたいと存じますので、御理解いただきますようお願い申し上げま す。

以上でございます。

- 〇議長(竹村広明君) 教育部長 稲垣幸治君。
- 〇教育部長(稲垣幸治君)(登壇) 大谷議員の御質問のうち、避難所になっている学校 等の通電火災対策について、答弁をさせていただきます。

現在、通電火災防止に効果のある感振ブレーカー等の設置状況につきましては、設置した た箇所はございません。

理由といたしましては、改修に係る費用面のほか、少しの振動でブレーカーが作動した場合、教室や職員室に通電できなくなることで、避難する際の照明の確保ができないことや、作動中のコンピュータや種々の電気器具の重要なデータが失われるなど、学校運営や避難に支障を来すおそれがあること、また、その検証が十分にできていないということでございます。

基本的に、避難所となるべき学校の教室や屋内運動場の耐震補強は完了しており、倒壊 家屋に通電した場合に発生する火災のおそれは、学校施設に限って言えば少ないと考えて おります。

また、余震等でたびたび作動し電気が遮断されることになりますと、避難されている方の不安をあおることにもつながりますので、電気の安定供給は必要であると判断いたしております。

校舎や屋内運動場の構造部分の耐震補強工事につきましては、平成27年度末をもって 完了いたしておりますが、吊り天井や照明器具等の落下防止、ガラスの飛散防止など、非 構造部分の改修はこれからも進める必要がございます。

教育委員会といたしましては、感震ブレーカー導入の検証も進めながら、まずは避難所となる教育施設の非構造部分の改修を中心に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

〇議長(竹村広明君) 再質問、ありませんか。

6番 大谷さつき君。

〇6番(大谷さつき君)(質問席) ただいま担当部長から御答弁をいただきましたが、 ことしの6月10日の各一般紙の一面に、南海トラフ沿い確率上昇と政府の地震調査委員 会は、30年以内に震度6弱以上の揺れの強さや確率をまとめた「2016年版全国地震 動予測地図」を公表しました。

予測地図は、ことし1月1日を基準に作成したもので、4月の熊本地震は反映していません。確率の高低に関係なく、どこでも大地震が起きることは十分にあります。必要な備えとして、地震による家屋の倒壊から命を守るためにも、地震が起こる前に耐震診断を受け、自宅が強い揺れに耐えるのかを確認し、家具固定も重要だと思います。

ただ、家が火災に遭えば避難ができなくなります。そのためにも、感震ブレーカーの設置が大事だと考えます。感震ブレーカーの設置費用の補助事業をスタートし始めた自治体が年々増加しています。内閣府によりますと、感震ブレーカーの購入費を補助している自治体は、ことし3月現在、東京の足立区、杉並区、神奈川県の横浜市、茅ヶ崎市、千葉県の市川市です。また、この6月1日から、静岡県の藤枝市も補助事業をスタートさせました。

初日から多くの方からの申請があり、市民の皆さんの非常に高い防災意識がうかがえます。藤枝市が、設置費用を補助する感震ブレーカーは、分電盤に外づけで接続するタイプで、センサーが震度5強の揺れを感知すると、自動的に分電盤のブレーカーを作動させ、 通電を遮断します。このため、電気が復旧しても通電せず、火災を防ぐことができます。

ただ、揺れと同時に、通電を遮断すると夜間の場合は支障を来すことなどが考えられるので、この感震ブレーカーは揺れを感知してもすぐに電気を遮断せず、3分間はランプと警報で避難を知らせます。また、3分以内に安全が確認できた場合は、リセットスイッチで作動をとめることもできます。

感震ブレーカーの工事は、感震ブレーカーの価格は工事費込みで約3万円です。市が設置費用の3分の2を補助するので、個人負担は1万円ほどです。上限は5万円としているそうです。さらに、分電盤の取りかえ工事が必要な場合は、その費用も補助対象に含まれているようです。最近では、県内の串本町が購入費の補助について検討を始めました。本市も、巨大地震による火災への対策として、感震ブレーカーの設置費用の補助事業をスタートさせるべきと考えます。

次に、紀の川市版防災ブックについてですが、先ほどの東京防災のハンドブックは、具体性の中に災害に対する事前知識や備え、発生時の対処法などイラストつきでまとめています。簡単でわかりやすいとか、本当に使えるマニュアルと思わず読みたくなります。かつて、東日本大震災で起きた経験から、必要性を感じたと思います。東京都がつくるものなので、非常にレベルは高いものですが、本市も誰もが一度は手にとって保管できる防災ブックを作成してはどうかと考えます。

以上の2点、再度答弁を求めます。

〇議長(竹村広明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

〇危機管理部長(中浴哲夫君)(自席) ただいま大谷議員からいただきました再質問に つきまして、お答えさせていただきたいと思います。

感震ブレーカーの設置補助についての市の今後の方針、また東京防災ブックのように、 防災等に対して理解しやく見やすい防災ブックの作成についての今後の方針はどうかにつ いての再質問と思われます。

まず、感震ブレーカー設置補助につきましては、国より公表されました感震ブレーカー の設置を優先的に求める地域や県下の設置補助制度の先進的な状況等、また感震ブレーカ 一設置についての有効性や問題点等をさらに調査研究いたしまして、設置補助につきましては今後の課題として考えてまいりたいと思います。

また、東京防災ブックのように、災害発生時等の対策について、理解しやすく、住民の皆様方が内容を確認したいと思うような防災ブックの作成につきましても、今後東京防災ブック等を参考に、市のハザードマップの内容検討や充実に努め、国・県の法改正等の時期、または市として改正すべき適正な時期に関係各位と御相談させていただきまして検討してまいりたいと考えてございますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

〔大谷議員「ありません」という〕

〇議長(竹村広明君) 次に、ピロリ菌検査の拡充についての質問をどうぞ。 6番 大谷さつき君。

再々質問、ありませんか。

〇議長(竹村広明君)

〇6番(大谷さつき君)(質問席) 次に、ピロリ菌検査の拡充について、お伺いします。 国立がんセンターの集計によりますと、3人に一人はがんによって亡くなっており、働き盛りの世代の死因の約2分の1が、がんによるものとなっています。今や、国民二人に一人は、一生に一度は何らかのがんに罹患すると推定されています。そこで、がんにならないための予防と早期発見、早期治療が重要となってきます。

世界保健機関の専門組織、国際がん研究機関は、昨年全世界の胃がんの約8割が、ヘリコバクター・ピロリ、いわゆるピロリ菌の感染が原因で、胃がん対策はピロリ菌除菌を中心にすべきとする報告書を発表しました。ピロリ菌は、5歳までの幼少期に人から人へ経口感染し、胃の中に存在しています。水道など、衛生環境が整っていなかった時代に幼少期を過ごした年齢層の方々が感染しているおそれがあります。

この菌は、萎縮性胃炎や胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃がんなどの胃を中心としたいろいろな病気の進行に関係していると言われています。2000年11月から、胃・十二指腸潰瘍に限って除菌治療を保険適用になりました。

まず、1点目は、本市がピロリ菌検査の対象年齢である40歳、45歳、50歳となっている方に対するピロリ菌検査の推進状況とこれからの課題についてどのように考えているのか、お伺いします。

2点目は、中学3年生全員を対象に、学校検診でピロリ菌検査の実施について、お伺い します。

ピロリ菌の検査には、採血や呼気などさまざまな方法があります。原則、成人の方は最終的に内視鏡で胃の状態を確認し、また除菌治療には保険が適用されます。中学生の場合は、本人の了解を得た上で、学校検診の尿検査のサンプルを用いることで簡単に検査ができます。ぜひ、ピロリ菌を早期に発見し、少しでも胃がんのリスクを軽減させる取り組みとして実施してはどうかと考えます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

〇議長(竹村広明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

〇保健福祉部長(上村敏治君)(登壇) それでは、大谷議員のピロリ菌検査の拡充について、答弁申し上げます。

まず、ピロリ菌検査の対象となっている方の推進状況と課題についてですが、現在、紀の川市では、胃がんの予防対策として胃がん検診を推奨し、医療機関による個別検診とバスによる集団検診を実施しています。個別検診では、ほとんどが内視鏡、カメラによる検診を実施しており、直接胃の粘膜を調べられるために、ピロリ菌による胃炎の有無等はある程度予想されることから、あえてピロリ菌の検査を導入することは考えていません。

しかし、集団検診では、バリウム検査であるため、ピロリ菌の有無を調べるために、平成27年度から「和歌山県胃がん予防対策ピロリ菌検査事業実施要領」に基づき、胃の集団検診を申し込んだ40歳、45歳、50歳の方を対象にピロリ菌検査が受けられるようになっております。

この年代は、もともと胃がん検診の受診者が少なく、ピロリ菌検査を検査に加えることによって受診者をふやせるのではないかという期待もありましたが、平成27年度の集団検診による胃がん検診受診者は1,987名で、平成26年度の2,187名に比べ、残念ながら減少した結果となっております。

この受診者のうち、40歳、45歳、50歳のピロリ菌受診者は145名で、そのうち ピロリ菌抗体陽性者は29名、約20%が陽性でありました。実績が平成27年度の1年 だけということになりますが、課題としては、今後さらに受診者をふやすように啓発に努 めることが必要であると思っております。

また、胃がんについては日本人に最も多く発症するがんであり、WHO世界保健機関の発表によれば、先ほど議員も申されましたけども、胃がんの原因のほとんどがピロリ菌であると言われております。したがつて、胃がんの原因とそれを除去する方法が確立されている状況においては、予防的に胃がんの発症を大幅に減らすことが可能と言えます。このことから、今後は若年層に対する対策も重要な課題であると思っております。

以上、答弁です。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(竹村広明君) 教育部長 稲垣幸治君。
- 〇教育部長(稲垣幸治君)(登壇) 学校保健安全法では、学校における児童・生徒の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理について定めておりまして、健康診断は、この中核に位置するものであります。

学校における健康診断は、家庭における健康観察を踏まえ、学校生活を送るにあたり支 障があるかどうかについて、疾病をふるい分けして健康状態を把握するという役割があり、 学業やこれからの発育に差し支えの出るような疾病がないか、ほかの人に影響を与えるよ うな感染症にかかっていないかということを見分けることが目的になります。

そのような観点から、学校における健康診断では、細かく専門的な診断を行うことまで は求められておらず、異常の有無や医療の必要性の判断を行うものと捉えることが適当で あると考えます。

したがって、御質問の学校検診においてピロリ菌検査を実施するということは、学校における健康診断の目的・役割に照らし合わせるとなじまないものと考えます。

しかしながら、ピロリ菌に感染すると胃がんになる危険性が高くなることが知られており、厚生労働省研究班の調査では、感染者は胃がんリスクが 5 倍以上という調査結果も出ております。

ピロリ菌の感染は、主に5歳以下の乳幼児期に家族などから感染するものがほとんどで、衛生環境が整った若い世代の感染率は年々低くなっていますが、最近の先進的な取り組みを行う自治体による中学生の検診結果では、3%から5%程度のピロリ菌抗体検査で陽性であるとの報告もあります。

さらに、除菌治療を早い時期に行うほど、胃がん発生の抑制効果が高いことが判明していることから、ピロリ菌検査の実施につきましては、生徒に新たな負担をかけずに学校検診時に提供された検体を用いた検査等の可能性も含めて、関係部署と協議を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

〇議長(竹村広明君) 再質問、ありませんか。

6番 大谷さつき君。

〇6番(大谷さつき君)(質問席) 担当部長から御答弁いただきましたが、中学3年生を対象に、ピロリ菌検査を取り組んでいる自治体があります。佐賀県は、2014年の75歳未満の人口10万人当たりの胃がん死亡は、全国の中でも多かったようです。ピロリ菌の除菌は、早いほど胃がんの発症リスクを減らします。胃がんは予防できるがんなのに、佐賀県では多くの人が亡くなっている。全国に先駆けて撲滅に向けて取り組みたいと、意義を強調しています。

県は、公立・私立、特別支援の全中学校で実施されている尿検査のサンプルの残りを用いることで負担なく感染を調べて、感染の疑いの生徒には追加で検便を実施し、感染の有無を確定します。除菌には、胃酸を抑える薬と抗生物質を組み合わせた飲み薬を1週間ほど服用します。子どもたちを将来の胃がんリスクをとり除いていくことは画期的なことだと思います。ぜひとも、本市も取り組んではと考えます。再度、答弁を求めます。

〇議長(竹村広明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

〇保健福祉部長(上村敏治君)(自席) 大谷議員さんのピロリ菌検査の再質問にお答え します。

ピロリ菌検査については、先ほどの答弁でも申しましたように、胃がんの原因とその除菌方法が確立されているということから、胃がん発症を大幅に抑えることができる方法であると言えます。ピロリ菌の感染が、先ほど来出てますが、5歳くらいまでの家庭内感染が多いと言われており、中学生を対象にすることは、さらにその中学生の将来の子に対する予防にもつながるものと言えます。

紀の川市では、今まで第3子の保育料無料化や中学生までの医療費の自己負担の助成、 学童保育の充実等など少子化対策や若い世代向けの施策を実施してきましたが、引き続き、 若い世代から選ばれるまちづくりを推進する必要があります。

その施策の一つとして、議員も御提案の中学生を対象にしたピロリ菌検査の実施については、今後、先進的に実施している自治体等を参考とし、信頼性のある検査方法や費用等、費用につきましては、中学校3学年の一つの学年が今500人台でございますので、その検査代であるとか、5%程度が感染している中での除菌費用とか、そういうものを積算して、種々勘案して検討してまいりたいと考えていますので御理解のほどよろしくお願いします。

以上です。

- 〇議長(竹村広明君) 再々質問、ありませんか。
 - 6番 大谷さつき君。
- 〇6番(大谷さつき君)(質問席) 最後に、市長にお伺いします。

子どもたちの将来を見据えた取り組みの一つとして、ピロリ菌の早期検査、早期発見、早期治療が大事だと考えます。健康で伸び伸びと育ってほしい、誰もが願うことだと思います。本市も、中学3年生、今、部長が申し上げました大体580名ぐらいですけども、中学生3年生全員を対象に、学校検診でピロリ菌の検査を実施してはどうかと考えます。

感染している生徒は、除菌治療を行うことにより、胃がんの発生を食いとめられます。 こういった取り組みが、各自治体で進められている今、本市においても実施してはどうか と考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

〇議長(竹村広明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村愼司君。

〇市長(中村愼司君)(自席) 大谷議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

ピロリ菌検査を若い世代、中学校3年生に限り検査を毎年やってはということであります。担当部長が申し上げたように、先進地等々を参考にさせていただいて、前向き検討し、できるような方法を講じてまいりたいと、そのように思っております。

〇議長(竹村広明君) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時03分)

(再開 午後 2時04分)

〇議長(竹村広明君) 再開いたします。

以上で、大谷さつき君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、日程第1 一般質問を終了いたします。

日程第2 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(紀の川市税条例等の

一部改正について) から

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度紀の川 市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)) ま で

〇議長(竹村広明君) 続きまして、日程第2、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(紀の川市税条例等の一部改正について)から、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

ただいま議題といたしました6件については、過日、既に当局の提案説明が終了しております。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第1号から報告第6号までの計6件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日、質疑、討論、採決まで行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

〇議長(竹村広明君) 異議なしと認めます。

(第3号))までの計6件を一括議題といたします。

したがって、報告第1号から報告第6号については、本日、質疑、討論、採決まで行う ことに決しました。

それでは、報告第1号から報告第6号については、順次、質疑、討論、採決を行います。 はじめに、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(紀の川市税条例等の一 部改正について)に対する質疑、討論、採決を行います。

ただいま議題となっております報告第1号については、質疑の通告がありませんので、 質疑を終結いたします。

次に、報告第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」という者あり]

〇議長(竹村広明君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第1号について、採決を行います。

お諮りいたします。

報告第1号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

〇議長(竹村広明君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて (紀の川市都市計画税条例の一部改正について) に対する質疑、討論、採決を行います。

ただいま議題となっております報告第2号についても、質疑の通告がありませんので、 質疑を終結いたします。

次に、報告第2号に対する討論を行います。

討論、ありませんか。

[「討論なし」という者あり]

〇議長(竹村広明君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第2号について、採決を行います。

お諮りいたします。

報告第2号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

〇議長(竹村広明君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号は、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について)に対する質疑、討論、採決を行います。

ただいま議題となっております報告第3号についても、質疑の通告がありませんので、 質疑を終結いたします。

次に、報告第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」という者あり]

〇議長(竹村広明君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第3号について、採決を行います。

お諮りいたします。

報告第3号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

〇議長(竹村広明君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(紀の川市保育料徴収条例の一部改正について)に対する質疑、討論、採決を行います。

ただいま議題となっております報告第4号についても、質疑の通告がありませんので、 質疑を終結いたします。

次に、報告第4号に対する討論を行います。

討論、ありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

〇議長(竹村広明君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第4号について、採決を行います。

お諮りいたします。

報告第4号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

〇議長(竹村広明君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度紀の川市一般会計補正予算(第5号))に対する質疑、討論、採決を行います。

ただいま議題となっております報告第5号についても、質疑の通告がありませんので、 質疑を終結いたします。

次に、報告第5号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

〇議長(竹村広明君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第5号について、採決を行います。

お諮りいたします。

報告第5号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

〇議長(竹村広明君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号))に対する質疑、討論、採決を行います。

ただいま議題となっております報告第6号についても、質疑の通告がありませんので、 質疑を終結いたします。

次に、報告第6号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」という者あり]

〇議長(竹村広明君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第6号について、採決を行います。

お諮りいたします。

報告第6号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

〇議長(竹村広明君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第6号は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第3 議案第109号 工事請負契約の締結について(麻生津簡易水道区域拡張 (その4)工事) から

> 議案第115号 平成28年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算(第 1号)について まで

〇議長(竹村広明君) 続きまして、日程第3、議案第109号 工事請負契約の締結について(麻生津簡易水道区域拡張(その4)工事)から、議案第115号 平成28年度 紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算(第1号)についてまでの7議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっております 7 議案についても、既に当局の提案説明が終了しておりますので、本日は総括質疑を行います。

ただいま議題となっております 7 議案についても、質疑の通告がありませんので、これ で質疑を終結いたします。

議案第109号から議案第115号までの7議案については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

(散会 午後 2時14分)